

議会運営委員会の概要

1 山形県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る発議（案）について

- ・事務局次長から、資料「山形県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について（案）」等により説明があり、本日の本会議に提出することが了承された。

2 常任委員会発議の意見書（案）について

- ・政策調査室長から、資料「意見書（案）」により本日、常任委員会から意見書（案）4 件が発議される旨の説明があり、了承された。

3 特別委員会発議の意見書（案）について

- ・政策調査室長から、資料「意見書（案）」により本日、特別委員会から意見書（案）2 件が発議される旨の説明があり、了承された。

4 3 特別委員会の審査調査の終了について

- ・政策調査室長から、3 月 1 4 日の 3 特別委員会においていずれの委員会も審査、調査の終了を決定していることから、本日の本会議において各委員長が調査終了報告を行い、その後、委員会の廃止を諮りたい旨の説明があり、了承された。

5 議事日程第 8 号について

- ・議事調査課長から、資料「会議順序表」等により 3 月 1 8 日の議事日程の説明があり、了承された。

6 令和 6 年度議会政策提言について

- ・森田議長から、3 月 1 2 日の政策提言会議において資料「令和 6 年度政策提言」のとおりに決定され、本日の本会議終了後、議場において知事に手交する旨の報告があり、了承された。

7 山形県議会先例集の一部改正について

- ・議事調査課長から、資料「山形県議会先例集の一部改正（案）新旧対照表」により説明があり、了承された。

8 山形県議会への請願に係る情報通信技術の活用に関する取扱要綱（案）について

- ・政策調査室長から、資料「山形県議会への請願に係る情報通信技術の活用に関する取扱要綱（案）」により説明があり、了承された。

9 山形県議会議員の派遣等に関する取扱要領の改正について

- ・事務局次長から、資料「山形県議会議員の派遣等に関する取扱要領の改正について」

により説明があり、了承された。

<休憩 10:57～10:58>

10 その他

(1) 政務活動費の手引の改訂について

- ・事務局次長から、資料「『政務活動費の手引』改訂ポイント」等により説明があり、了承された。

(2) 今後専決処分を必要とする事項について

- ・総務部長から、資料「今後専決処分を必要とする事項」により説明があり、了承された。

11 次回議運開催日時

- ・3月19日（水）午前10時と決定された。

12 本日の開議時刻

- ・議会運営委員会終了後、直ちにと決定された。

議 会 運 営 委 員 会 協 議 事 項

令和7年3月18日（火）

午 前 10 時

- 1 山形県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る発議（案）について
- 2 常任委員会発議の意見書（案）について
- 3 特別委員会発議の意見書（案）について
- 4 3 特別委員会の審査調査の終了について
- 5 議事日程第8号について
- 6 令和6年度議会政策提言について
- 7 山形県議会先例集の一部改正について
- 8 山形県議会への請願に係る情報通信技術の活用に関する取扱要綱（案）について
- 9 山形県議会議員の派遣等に関する取扱要領の改正について
- 10 その他
- 11 次回議運開催日時
3月19日（水）午前10時
- 12 本日の開議時刻

発議第 号

山形県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する 条例の制定について（案）

山形県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
山形県議会の保有する個人情報の保護に関する条例(令和4年12月県条例第33号)
の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第30条」を削り、同項の表第39条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項中「以下この条」を「第3項」に改め、同条第2項第1号イ中「又は報酬、」を「若しくは報酬若しくは」に、「その他」を「又は」に改める。

第19条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第59条において」を削る。

第32条第2項中「この章及び第59条において」を削る。

第33条第3項中「この章において」を削る。

第39条第1項中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第59条において」を削る。

第40条第3項中「この章において」を削る。

第59条中「特定」を「特定に資する情報の提供」に改める。

第64条から第67条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条第10項及び第12条第5項の表第39条第1項第1号の項の改正規定 令和7年4月1日

(2) 第64条から第67条までの改正規定及び次項の規定 令和7年6月1日

2 前項第2号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

以上の議案を、地方自治法第109条第6項及び山形県議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

令和 年 月 日

山形県議会議長 森 田 廣 殿

提出者 山形県議会議会運営委員長 榎 津 博 士

提 案 理 由

刑法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正等に伴い、必要な改正を行うため提案するものである。

山形県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（案）新旧対照表

現 行			改 正 案		
一略一 （定義） 第2条 一略一 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。） <u>第2条第8項</u> に規定する特定個人情報をいう。 一略一 （利用及び提供の制限） 第12条 一略一 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで <u>及び第30条</u> の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。			一略一 （定義） 第2条 一略一 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。） <u>第2条第9項</u> に規定する特定個人情報をいう。 一略一 （利用及び提供の制限） 第12条 一略一 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。		
第12条第1項～第12条第2項第1号	一略一	一略一	第12条第1項～第12条第2項第1号	一略一	一略一
第39条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法 <u>第2条第9項</u> に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき	第39条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法 <u>第2条第10項</u> に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第39条第1項第2号	一略一	一略一	第39条第1項第2号	一略一	一略一
（個人情報ファイル簿の作成及び公表） 第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（ <u>以下この条</u> において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。 （1）～（9） 一略一 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイ			（個人情報ファイル簿の作成及び公表） 第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（ <u>第3項</u> において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。 （1）～（9） 一略一 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイ		

ルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

イ 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

ロ～ハ 一略一

(2)～(3) 一略一

3 一略一

(開示請求権)

第19条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第59条において「開示請求」という。）をすることができる。

(訂正請求権)

第32条 一略一

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第59条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 一略一

(訂正請求の手續)

第33条 一略一

2 一略一

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(利用停止請求権)

第39条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求す

ルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

イ 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

ロ～ハ 一略一

(2)～(3) 一略一

3 一略一

(開示請求権)

第19条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

(訂正請求権)

第32条 一略一

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

3 一略一

(訂正請求の手續)

第33条 一略一

2 一略一

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(利用停止請求権)

第39条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求す

ることができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1)～(2) ー略ー

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第59条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 ー略ー

(利用停止請求の手續)

第40条 ー略ー

2 ー略ー

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第59条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

第64条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第65条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗

ることができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1)～(2) ー略ー

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 ー略ー

(利用停止請求の手續)

第40条 ー略ー

2 ー略ー

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第59条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

第64条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第65条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗

用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第66条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第67条 第57条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 —略—	用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第66条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第67条 第57条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 —略—
---	--

意見書(案)

災害の被害認定基準の見直しを求める意見書

本県では、県の北部を中心に連続して発生した線状降水帯により、令和6年7月25日から26日にかけて記録的な大雨に見舞われ、土砂崩れや道路の崩落、河川の氾濫が各地で発生し、住家の全壊・半壊や床上・床下浸水は合わせて1,642棟に上るなど、自然災害として過去最大の甚大な被害となった。

本県においては、激甚災害の指定等を受け、関係市町村等と連携し、災害からの復旧及び復興並びに被災者の生活再建支援に全力で取り組んでおり、市町村では、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、浸水による住家の被害認定を行ったところである。

この被害認定によれば、特別豪雪地帯に指定されている市町村で普及している1階部分が鉄筋コンクリート造の3階建て住家（高床式住宅）において、1階部分に設置した、冬期の日常生活を送る上で必要不可欠な暖房や給湯のためのボイラー、家財の全損等により、多額の経済的被害が発生しているにも関わらず、1階部分への浸水は床下浸水であるとして、準半壊に至らない「一部損壊」とせざるを得ない事例が発生している。このことは、被災者生活再建支援法に基づく支援や災害救助法に基づく住宅の応急修理等において、支援の対象外とみなされるなどの不利益につながっており、被災者の生活再建に多大な影響を及ぼしている。

よって、国においては、被災者の生活の安定及び住居の再建を迅速に進めるために、それぞれの地域特有の事情も考慮した被害の認定が可能となるよう、被害認定基準の見直しを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣 あて
財 務 大 臣
内閣府特命担当大臣（防災）
内 閣 官 房 長 官

山形県議会議長 森 田 廣

以上、発議する。

令和 年 月 日

提 出 者 山形県議会総務常任委員長 五十嵐 智 洋

意 見 書 (案)

日米地位協定の見直しを求める意見書

我が国には、日米安全保障条約に基づく日米地位協定により、長年にわたり米軍が駐留を続けている。米軍基地の周辺では、航空機の騒音・振動、演習に伴う自然環境の破壊、米軍人等による事件・事故など、基地に起因する諸問題の発生により、住民の生活に多大な影響が生じてきた。また、我が国の首都上空の一部が米軍の管制下にあることで、民間航空機の運航にも影響が生じているが、日米地位協定により、在日米軍等には原則として日本の国内法が適用されないなど、我が国の主権行使は制約されている。

一方、我が国同様に米軍が駐留するドイツ、イタリア等においては、それぞれの国内法が原則として米軍に適用されているところである。

よって、国においては、米軍の基地に起因する諸問題から国民の生命・財産と基本的人権を守るため、米軍への国内法の原則適用等を内容とする日米地位協定の見直しを早急に行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 あて
外 務 大 臣
防 衛 大 臣

山形県議会議長 森 田 廣

以上、発議する。

令和 年 月 日

提 出 者 山形県議会総務常任委員長 五十嵐 智 洋

意見書(案)

看護、介護及び障害福祉サービス従事者の更なる処遇改善を求める意見書

国は、看護、介護及び障害福祉サービスなど、人々の命を守り社会基盤を支える労働者が、その役割の重要性に比し、他産業よりも賃金水準が低い状況にあるとして、令和6年度の診療報酬、介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の改定において、賃上げに特化した「ベースアップ評価料」や「介護職員等処遇改善加算」を盛り込んだ。また、令和6年度補正予算により、賃金の改善や職場環境の改善に必要な費用を補助する緊急支援措置が講じられた。本県においても、処遇改善加算がより多くの事業所で活用されるよう支援を実施するとともに、国の緊急支援に対応するために必要な予算を措置したところである。

しかしながら、民間企業全体で高水準の賃上げが進む中、看護、介護及び障害福祉分野における人材の確保及び定着を図り、サービスの質及び安定した提供体制を維持していくためには、他産業の水準を上回る賃上げや更なる職場環境の改善など、より一層の処遇改善に取り組む必要がある。

よって、国においては、令和6年度の報酬改定による効果や影響についての検証を踏まえ、地方の現場の声を十分に反映し、報酬の抜本的な引上げを始めとする実効力のある施策を早急に講ずるなど、看護、介護及び障害福祉サービス従事者が希望をもってその職責を担えるよう、更なる処遇改善策を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
財務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官

山形県議会議長 森 田 廣

以上、発議する。

令和 年 月 日

提 出 者 山形県議会厚生環境常任委員長 遠 藤 和 典

意 見 書 (案)

令和6年7月25日からの大雨による農業被害に対する支援の充実強化を求める意見書

本県では、令和6年7月25日から26日にかけて記録的な大雨に見舞われ、県北部を中心に連続して発生した線状降水帯は、本県の風水害として過去最大の甚大な被害をもたらした。

特に、本県の基盤産業である農業においては、農作物の浸水・冠水、農業施設・農業用機械の浸水、農地の流出、農地・園地への流木や土砂の流入などが発生し、本県農林水産業の被害は県内33市町村に及び、被害額は332億円に上っている。

本県においては、関係市町村等と連携し、応急対策、災害復旧に全力で取り組んでいるところであるが、この度の大雨では多数の農地・農業施設が被災したため、次期作付けまでに復旧が間に合わず、作付け面積が縮小し、翌年の大幅な収入減少が見込まれている。さらには、既存の収入保険制度において、昨今の米価の上昇により基準収入を下回らず、被災により失われた収入について、補償に至らないケースが多発している状況である。

近年の異常気象による度重なる被害に加え、ウクライナ情勢や円安の影響等による肥料や飼料等の農業生産資材の高騰により、本県の生産現場や事業者の間では事業継続の断念や意欲減退の声が広がっているが、これは、農業を取り巻く全国的な課題であり、本県の基盤産業である農業の衰退も懸念されるところである。

よって、国においては、被害を受けた農業者が希望を持って営農を継続し、一日も早い経営再建を実現するため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 被害を受けた農業者の再生産や経営再建に向けた意欲を減退させることのないよう、農地の災害復旧が間に合わないことによる次期作付けの減少に対し、新たな支援策を講じること。
- 2 被害を受けた農業者に対して、災害による逸失利益への補填がなされるなどの新しい保険や制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣 あて
農 林 水 産 大 臣
内閣府特命担当大臣(防災)
内 閣 官 房 長 官

山形県議会議長 森 田 廣

以上、発議する。

令和 年 月 日

提 出 者 山形県議会農林水産常任委員長 梅 津 庸 成

意見書(案)

地域公共交通の維持・充実のための支援の拡充を求める意見書

バスやタクシー、鉄道などの地域公共交通は、地域住民の日常生活における移動や、地域の観光を支える重要な社会インフラであることから、国においては地域公共交通を維持するための支援制度を設けている。

しかし、人口減少や少子高齢化の進行に加え、地域公共交通を担う運転手不足や燃料費高騰等に伴い、民間事業者による運送サービスの利便性が低下し、また提供の継続が困難となる地域の増加が懸念される。本県では、地域公共交通の空白地域を含め、移動手段を必要とする住民のための地域公共交通を多くの市町村が担っている。DX化対応等の利便性向上にも取り組んでいるが、国の財政支援を受けてもなお多額の財政負担が生じ、財政基盤が脆弱な本県市町村にとってその運営は、大変厳しいものとなっており、地域公共交通の維持が危ぶまれる状況にある。

また、本県と新潟県を結ぶJR米坂線は令和4年8月の豪雨災害により、本県と宮城県を結ぶJR陸羽東線は令和6年7月の豪雨災害により、それぞれ運行不能状態が続き、経済活動や沿線地域の住民生活に重大な支障をきたしている。特に、JR米坂線については、復旧に多額の費用を要すると見込まれ、未だ再開が見通せない状況となっている。

地域公共交通は、特に高齢者や学生のような、自家用自動車を運転できない住民が自立した日常生活を送るために不可欠であり、また観光による交流人口の拡大など地域活性化に向けても重要なインフラであるため、将来にわたって維持されることが強く求められている。

よって、国においては、地域公共交通の維持・充実のため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 生活交通バス路線の運行費及び老朽化した車両の更新費に対する補助等に係る予算を拡充するとともに、地域の実情を踏まえた乗用タクシーの活用など、地域公共交通の確保・維持、利便性・生産性の向上等の取組みに対する支援を充実すること。
- 2 災害により運行不能となった鉄道について、復旧費用の補助率の嵩上げや、復旧後の運営面への支援制度の創設、復旧費用を地方が負担する場合の地方債の適用など、財政基盤が脆弱な地方の切捨てにつながらないように、財政支援を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 あて
財務大臣
国土交通大臣
内閣官房長官

山形県議会議長 森 田 廣

以上、発議する。

令和 年 月 日

提出者 山形県議会交通インフラ・活力あるまちづくり対策特別委員長
洪 間 佳寿美

意 見 書 (案)

女性活躍の推進に向けた施策の充実強化を求める意見書

少子高齢化を伴う人口減少が進行する中で、産業や地域活動など、様々な分野で社会の活力を維持していくため、最大の潜在力である女性とその力を発揮していくことが重要となっている。

こうした中、国は、第5次男女共同参画基本計画において、あらゆる分野における女性の参画拡大を掲げ、女性の活躍に向けた取組みを推進しているところである。

本県においても、女性の就労者の定着と活躍する場の拡大に向けた取組みはもとより、地域における女性の活躍を促進するための取組みなど、幅広い分野にわたって、国の地域女性活躍推進交付金も活用しながら取組みを進めているところである。

しかしながら、女性の就労者は、非正規雇用の割合が高く、賃金における男女間の格差が大きいほか、管理職に占める女性の割合も2割未満にとどまるなど、多くの女性が自らの個性と能力を十分に発揮し、活躍しているとは言い難いことから、「えるぼし認定」等の企業認定制度の普及拡大等により、女性が活躍できる就業環境の整備を促進していく必要がある。

また、女性の活躍に向けた地方の主体的な取組みを加速するためには、その財源となる地域女性活躍推進交付金予算の充実とともに、採択要件の緩和や対象経費の拡大など、地域の実情に即した制度への運用改善を図ることも重要である。

よって、国においては、女性活躍の推進に向けた施策の充実強化を図るため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 「えるぼし認定」及び「くるみん認定」に係る認知度向上、インセンティブ拡充、認定取得支援等により認定企業の更なる拡大を図るなど、女性が活躍できる就業環境の整備を一層促進するための施策を充実させること。
- 2 地域女性活躍推進交付金について、十分な予算額を確保すること。また、新規事業のみならず、複数年の継続事業やハード整備も対象とするなど、柔軟で利用しやすい制度運用を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
経 済 産 業 大 臣
内閣府特命担当大臣
(男女共同参画)
女性活躍担当大臣

あて

山形県議会議長 森 田 廣

以上、発議する。

令和 年 月 日

提 出 者 山形県議会こども支援・女性若者活躍対策特別委員長
青 木 彰 榮

会 議 順 序 表

[議事日程第 8 号]

令和 7 年 3 月 1 8 日 (火)

	会 議 ・ 議 事 順 序	採決方法															
1	○ 議会運営委員会 (議事日程第 8 号、その他)																
2	< 開 議 > ○ 議案上程 (議第 7 8 号及び議第 7 9 号の 2 件) ○ 関係常任委員長報告 文 教 公 安 常任委員長 厚 生 環 境 常任委員長 農 林 水 産 常任委員長 商工労働観光 常任委員長 建 設 常任委員長 ○ 採決 (議第 7 8 号及び議第 7 9 号の 2 議案)	簡 易															
3	○ 議案上程・採決 議第 8 0 号 山形県副知事の選任について 議第 8 1 号 山形県教育長の任命について 議第 8 2 号 山形県監査委員の選任について	簡 易 簡 易 簡 易															
4	○ 山形県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について (発議第 1 号)	簡 易															
5	○ 交通インフラ・活力あるまちづくり対策特別委員会の調査終了報告について ○ こども支援・女性若者活躍対策特別委員会の調査終了報告について ○ 人材活用・経済活性化対策特別委員会の調査終了報告について																
6	○ 意見書案上程・採決 (発議第 2 号から発議第 7 号までの 6 件)	簡 易															
7	○ 交通インフラ・活力あるまちづくり対策特別委員会の廃止について、こども支援・女性若者活躍対策特別委員会の廃止について及び人材活用・経済活性化対策特別委員会の廃止について上程・採決 < 散 会 >	簡 易															
8	○ 本会議終了後の日程 <table border="1"> <thead> <tr> <th>時 刻</th><th>委 員 会 等</th><th>会 場</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本 会 議 終 了 後</td><td>知事への政策提言</td><td>議 場</td></tr> <tr> <td>知事への政策提言終了後</td><td>予算特別委員会</td><td>予算特別委員会室</td></tr> <tr> <td>予算特別委員会終了後</td><td>各 常 任 委 員 会</td><td>各 委 員 会 室</td></tr> <tr> <td>各 常 任 委 員 会 終 了 後</td><td>定数等検討委員会</td><td>議会運営委員会室</td></tr> </tbody> </table>	時 刻	委 員 会 等	会 場	本 会 議 終 了 後	知事への政策提言	議 場	知事への政策提言終了後	予算特別委員会	予算特別委員会室	予算特別委員会終了後	各 常 任 委 員 会	各 委 員 会 室	各 常 任 委 員 会 終 了 後	定数等検討委員会	議会運営委員会室	
時 刻	委 員 会 等	会 場															
本 会 議 終 了 後	知事への政策提言	議 場															
知事への政策提言終了後	予算特別委員会	予算特別委員会室															
予算特別委員会終了後	各 常 任 委 員 会	各 委 員 会 室															
各 常 任 委 員 会 終 了 後	定数等検討委員会	議会運営委員会室															

議 事 日 程 （ 第 8 号 ）

令和7年3月18日（火） 午前10時開議

- 第 1 議第78号 令和6年度山形県一般会計補正予算（第7号）
- 第 2 議第79号 令和6年度山形県港湾整備事業特別会計補正予算（第4号）
- 第 3 議第80号 山形県副知事の選任について
- 第 4 議第81号 山形県教育長の任命について
- 第 5 議第82号 山形県監査委員の選任について
- 第 6 発議第1号 山形県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の
制定について
- 第 7 交通インフラ・活力あるまちづくり対策特別委員会の調査終了報告について
- 第 8 こども支援・女性若者活躍対策特別委員会の調査終了報告について
- 第 9 人材活用・経済活性化対策特別委員会の調査終了報告について
- 第 10 発議第2号 災害の被害認定基準の見直しを求める意見書
- 第 11 発議第3号 日米地位協定の見直しを求める意見書
- 第 12 発議第4号 看護、介護及び障害福祉サービス従事者の更なる処遇改善を求める意見書
- 第 13 発議第5号 令和6年7月25日からの大雨による農業被害に対する支援の充実強化を求め
る意見書
- 第 14 発議第6号 地域公共交通の維持・充実のための支援の拡充を求める意見書
- 第 15 発議第7号 女性活躍の推進に向けた施策の充実強化を求める意見書
- 第 16 交通インフラ・活力あるまちづくり対策特別委員会の廃止について
- 第 17 こども支援・女性若者活躍対策特別委員会の廃止について
- 第 18 人材活用・経済活性化対策特別委員会の廃止について

山形県議会先例集の一部改正（案）新旧対照表

（令和 7 . 3 . 1 8 議運）

現行

別表二
予算特別委員会及び決算特別委員会
(令七・二・十七議運)
1 及び 2 ー略ー
3 予算特別委員会における各定例会ごとの会派別質疑者数は、次のとおりとする。

会 派 別	自由民主党	県政クラブ	日本共産党 山形県議団	公明党	計
6 月定例会	5	2	1		8
9 月定例会	4	3		1	8
12月定例会	<u>6</u>	2	<u>—</u>		8
2 月定例会	<u>4</u>	3	<u>1</u>		8
計	19	10	2	1	32

4 予算特別委員会における各定例会ごとの会派別質疑順序は、次のとおりとする。

定例会	質疑者数	質 疑 順 序
6 月	8	自由民主党、日本共産党山形県議団、自由民主党、自由民主党、県政クラブ、自由民主党、県政クラブ、自由民主党
9 月	8	自由民主党、県政クラブ、自由民主党、公明党、県政クラブ、自由民主党、県政クラブ、自由民主党
12月	8	自由民主党、県政クラブ、自由民主党、自由民主党、 <u>自由民主党</u> 、自由民主党、県政クラブ、自由民主党
2 月	8	自由民主党、県政クラブ、自由民主党、 <u>日本共産党山形県議団</u> 、県政クラブ、自由民主党、県政クラブ、自由民主党

5 ー略ー

改正案

別表二
予算特別委員会及び決算特別委員会
(令七・三・ 議運)
1 及び 2 ー略ー
3 予算特別委員会における各定例会ごとの会派別質疑者数は、次のとおりとする。

会 派 別	自由民主党	県政クラブ	日本共産党 山形県議団	公明党	計
6 月定例会	5	2	1		8
9 月定例会	4	3		1	8
12月定例会	<u>5</u>	2	<u>1</u>		8
2 月定例会	<u>5</u>	3	<u>—</u>		8
計	19	10	2	1	32

4 予算特別委員会における各定例会ごとの会派別質疑順序は、次のとおりとする。

定例会	質疑者数	質 疑 順 序
6 月	8	自由民主党、日本共産党山形県議団、自由民主党、自由民主党、県政クラブ、自由民主党、県政クラブ、自由民主党
9 月	8	自由民主党、県政クラブ、自由民主党、公明党、県政クラブ、自由民主党、県政クラブ、自由民主党
12月	8	自由民主党、県政クラブ、自由民主党、自由民主党、 <u>日本共産党山形県議団</u> 、自由民主党、県政クラブ、自由民主党
2 月	8	自由民主党、県政クラブ、自由民主党、 <u>自由民主党</u> 、県政クラブ、自由民主党、県政クラブ、自由民主党

5 ー略ー

山形県議会への請願に係る情報通信技術の活用に関する取扱要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「省令」という。）、山形県議会会議規則（昭和62年3月県議会規則第1号。以下「規則」という。）及び山形県議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程（令和6年3月県議会告示第1号。以下「規程」という。）で定める情報通信技術を活用した手続（法第124条及び規則第89条に係る手続に限る。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語は、法、省令、規則及び規程で使用する用語の例による。

（電子情報処理組織を使用する方法）

第3条 法第138条の2第1項及び規則第124条の2第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法は、山形県県・市町村共同利用電子申請システム（以下「電子申請システム」という。）とする。

（請願者の本人確認の方法）

第4条 省令第12条の2の4第2項ただし書及び規程第4条第2項ただし書に規定する議長が指定する方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。

- （1）電子申請システムにおけるID及びパスワードによる確認
- （2）対面による確認
- （3）電話による確認

（紹介議員の署名等に代わる措置）

第5条 規則第124条の2第5項に規定する議長が定める措置（紹介議員に限る。）は、次に掲げるいずれかの措置による。

- （1）対面による確認
- （2）電話による確認

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月18日

山形県議会議員の派遣等に関する取扱要領の改正について (海外政策課題調査事業関連)

1 改正の趣旨

(1) 現在の取扱い

海外政策課題調査に係る費用は、派遣要領において、一議員につき任期中 80 万円以内と規定している。(派遣要領第 2 条第 3 項)

(2) 改正の必要性

現在の取扱いを決定した平成 30 年と比べ、物価の高騰及び円安の進行により、調査活動に支障を来しかねない状況にある。

※現在の為替レートは平成 30 年と比較して 44 円・42%程度の円安水準
(H30 年 3 月:106 円程度/ドル) ⇒ (R 7 年 2 月:150 円程度/ドル)

(3) 改正内容

効果的な調査活動、充実した議会審議につなげていくため、調査団員一人あたりの費用の額を「80 万円」以内から「110 万円」以内に改める。

2 要領の一部改正(案)の内容

新旧対照表のとおり

3 施行日(案)

議会運営委員会決定日

「山形県議会議員の派遣等に関する取扱要領」 新旧対照表

現行	改正案																																				
一略一 第2条 法第100条第13項及び規則第124条第1項の規定による議員の派遣は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うことができる。 (1) 略 (2) 海外の派遣で、予算の範囲内で次のいずれかに該当する場合 イ 略 ロ 県が直面する、又は将来予想される行政の具体的課題のうち、議会が必要と認める課題について、海外における行政施策等の調査・研究を行い、その結果を議会審議等に反映させるために調査団を派遣する場合 2 略 3 第1項第2号ロに規定する派遣は、一議員につき、原則として任期中に1回を超えてはならず、かつ、派遣に要する費用の額は、<u>任期中80万円を超えてはならない。</u> 一略一 (別記様式第1号の2) 年 月 日 山形県議会議長 様 調査団代表 _____ 印 海外政策課題調査派遣申請書 海外政策課題調査を下記のとおり計画しましたので、山形県議会海外政策課題調査派遣について申請します。 記 <table border="1"> <tr> <td>調査期間</td><td>年 月 日 から 月 日 (日間)</td></tr> <tr> <td>所要額</td><td>円(調査団員一人当たり) 円)</td></tr> <tr> <td>調査先国</td><td></td></tr> <tr> <td>調査内容等</td><td>別添「海外政策課題調査計画書」のとおり</td></tr> <tr> <td>調査団員</td><td>計 名</td></tr> <tr> <td>参加議員氏名 (会派名)</td><td> ・ () ・ () ・ () ・ () ・ () </td></tr> <tr> <td>会派了承証明</td><td> 本海外政策課題調査計画については、会派として了承していることを証明する。 ・会派名 代表者名 印 ・ 印 </td></tr> <tr> <td>※議決日</td><td>年 月 日</td></tr> <tr> <td>※報告日</td><td>年 月 日</td></tr> </table> 注1 提出の際は議会の印章から複製した県議会の事務用印に捺印してください。 派遣に係る経費は、航空費、宿泊料、現地交通費及び現地滞在費等合わせて、調査団員一人当たり110万円以内です。 2 調査団員が2名を超える場合は、その理由を付けてください。(様式自由) ※の欄は記入しないこと。	調査期間	年 月 日 から 月 日 (日間)	所要額	円(調査団員一人当たり) 円)	調査先国		調査内容等	別添「海外政策課題調査計画書」のとおり	調査団員	計 名	参加議員氏名 (会派名)	・ () ・ () ・ () ・ () ・ ()	会派了承証明	本海外政策課題調査計画については、会派として了承していることを証明する。 ・会派名 代表者名 印 ・ 印	※議決日	年 月 日	※報告日	年 月 日	一略一 (同左) 3 第1項第2号ロに規定する派遣は、一議員につき、原則として任期中に1回を超えてはならず、かつ、派遣に要する費用の額は、<u>調査団員一人当たり110万円を超えてはならない。</u> 一略一 (別記様式第1号の2) 年 月 日 山形県議会議長 様 調査団代表 _____ 印 海外政策課題調査派遣申請書 海外政策課題調査を下記のとおり計画しましたので、山形県議会海外政策課題調査派遣について申請します。 記 <table border="1"> <tr> <td>調査期間</td><td>年 月 日 から 月 日 (日間)</td></tr> <tr> <td>所要額</td><td>円(調査団員一人当たり) 円)</td></tr> <tr> <td>調査先国</td><td></td></tr> <tr> <td>調査内容等</td><td>別添「海外政策課題調査計画書」のとおり</td></tr> <tr> <td>調査団員</td><td>計 名</td></tr> <tr> <td>参加議員氏名 (会派名)</td><td> ・ () ・ () ・ () ・ () ・ () </td></tr> <tr> <td>会派了承証明</td><td> 本海外政策課題調査計画については、会派として了承していることを証明する。 ・会派名 代表者名 印 ・ 印 </td></tr> <tr> <td>※議決日</td><td>年 月 日</td></tr> <tr> <td>※報告日</td><td>年 月 日</td></tr> </table> 注 派遣に係る経費は、航空費、宿泊料、現地交通費及び現地滞在費等合わせて、調査団員一人当たり110万円以内です。 ※の欄は記入しないこと。	調査期間	年 月 日 から 月 日 (日間)	所要額	円(調査団員一人当たり) 円)	調査先国		調査内容等	別添「海外政策課題調査計画書」のとおり	調査団員	計 名	参加議員氏名 (会派名)	・ () ・ () ・ () ・ () ・ ()	会派了承証明	本海外政策課題調査計画については、会派として了承していることを証明する。 ・会派名 代表者名 印 ・ 印	※議決日	年 月 日	※報告日	年 月 日
調査期間	年 月 日 から 月 日 (日間)																																				
所要額	円(調査団員一人当たり) 円)																																				
調査先国																																					
調査内容等	別添「海外政策課題調査計画書」のとおり																																				
調査団員	計 名																																				
参加議員氏名 (会派名)	・ () ・ () ・ () ・ () ・ ()																																				
会派了承証明	本海外政策課題調査計画については、会派として了承していることを証明する。 ・会派名 代表者名 印 ・ 印																																				
※議決日	年 月 日																																				
※報告日	年 月 日																																				
調査期間	年 月 日 から 月 日 (日間)																																				
所要額	円(調査団員一人当たり) 円)																																				
調査先国																																					
調査内容等	別添「海外政策課題調査計画書」のとおり																																				
調査団員	計 名																																				
参加議員氏名 (会派名)	・ () ・ () ・ () ・ () ・ ()																																				
会派了承証明	本海外政策課題調査計画については、会派として了承していることを証明する。 ・会派名 代表者名 印 ・ 印																																				
※議決日	年 月 日																																				
※報告日	年 月 日																																				

「政務活動費の手引」改訂のポイント

事務所費に係る規定の整理

1. 近年の社会情勢の変化に伴い、事務所を借上げる際に求められる契約条件等が変化していることから、実態に応じて支出できる経費の見直しを行いました。

【事務所の火災保険料、除雪費、警備委託料について】

■ 基本的な考え方

- ・ 充当する場合であっても、賃借している事務所に限ること（自宅兼事務所は認めない）
- ・ 過大なものにならないように留意すること
- ・ 事務所費と同じ按分により充当すること

■ 科目ごとの可否

* 火災保険料、除雪費

- …基本的な考え方に適うとしても、事務所の賃貸借契約書に加入や支払いが義務付けられているなど、貸借人の任意性がないものは充当できる

* 警備委託料

- …基本的な考え方に適うと判断されるものは充当できる

2. 対象となる事務所の要件や留意事項等を改めて整理し掲載するとともに、支出できる主な経費をより具体的に例示しました。

<手引該当ページ> 15ページ

適用時期

令和7年4月から

政務活動費の手引_新旧対照表

現 行

2 使途基準の運用の目安

(2) 各経費の主な例及び運用の目安

⑧ 事務所費		
会派又は議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費（事務所の賃借料、管理運営費等）		
主な例		運用の目安
光熱水費	自宅、後援会事務所、政党事務所等と共用の場合の事務所光熱水費	基本料金を含め、使用頻度、使用領域（面積）等で按分する。 ※ 他の活動に係る部分と明確に区分できない場合は、原則として上限を1/2とした範囲内で適切な方法により経費を按分すること。 ※ 事務所費の支出にあたっては、事務所毎に事務所状況報告書を作成し証拠書類として提出することとする。（年度当初1回又は変更があった場合に提出）
賃借料	後援会事務所、政党事務所等と共用の場合の事務所賃借料	
	親族所有の建物への賃借料の支出	支出不可とする。
	親族又は議員が役員となっている団体等への賃借料の支出	支出不可とする。
	議員以外が契約者になっている場合	議員が政務活動として使用している場合に限り支出することができる。その場合、議員と契約者との連名による覚書等の文書を添付することとする。
維持修繕費	事務所の修繕費	支出不可とする。 なお、事務所の除雪経費や照明器具の設置および更新についても修繕費に含まれるものとして支出不可とする。

改 正 案

2 使途基準の運用の目安

(2) 各経費の主な例及び運用の目安

⑧ 事務所費	
会派又は議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費（事務所の賃借料、管理運営費等）	
主な例	運用の目安
事務所の賃貸借契約に基づくもの ○事務所賃料 ○仲介手数料 ○礼金 ○事務所駐車場代 ○共益費 ○火災保険料 ○除雪費 等	■対象となる事務所の要件 ○事務所としての外形上の形態を有していること ○事務所としての機能（事務スペース等）を有していること ■事務所の賃借料の支出が認められない所有形態 ▽自己、配偶者又は生計を一にする親族が所有する事務所 ▽自己、配偶者又は生計を一にする親族が役員となっている団体等が所有する事務所 ■留意事項 ○議員以外が契約者になっている場合 ・議員が政務活動として使用している場合に限り支出することができる。 ・この場合、議員と契約者との連名による覚書等の文書を添付すること。 ○事務所状況報告書の提出 ・事務所費の支出にあたっては、事務所毎に事務所状況報告書を作成し証拠書類として提出すること。 ・事務所状況報告書は、年度当初1回又は変更があった場合に提出すること。 ・賃借物件の場合は、賃貸借契約書の写しを添付すること。 ○経費を計上する際の按分等 ・他の活動（政党活動、後援会活動等）とが混在する場合、基本料金を含め、使用頻度、使用領域（面積）等で按分すること。 ・他の活動に係る部分と明確に区分できない場合は、原則として上限を1/2（自宅兼用の場合は上限を1/4）とした範囲内で適切な方法により経費を按分すること。 ○その他 ・事務所として使用する不動産の購入、建設工事費等には支出できない。 ・敷金など、解約時等に返還される性格のものには支出できない。 ・火災保険料及び除雪費については、賃貸借契約書に加入や支払いが義務付けられるなど、貸借人（議員）の任意性がないものは支出できる。 ・警備委託料については、近年の社会情勢から機械警備に係る費用を支出できるとし、過大なものにならないよう留意すること。
その他の管理運営に関するもの ○光熱水費 ・電気代 ・上下水道代 ・ガス代 ・灯油代 ○警備委託料 等	

(令和7年3月18日議会運営委員会資料)

今後専決処分を必要とする事項

1 予算案件（1件）

- 令和6年度山形県一般会計補正予算（第8号）

2 条例案件（1件）

- 山形県県税条例等の一部を改正する条例の設定について

令和6年度政策提言

令和7年3月18日

山形県議会

目 次

提言に当たって	1
---------	---

提言 1 交通インフラ・ネットワーク整備による地域活性化の推進

(交通インフラ・活力あるまちづくり対策特別委員会)

(1) 多様で持続可能な地域公共交通の構築に向けた取組みの推進	2
(2) 交通インフラ等の整備促進、防災・安全対策の充実	3
(3) 地域公共交通の整備と一体的に進める地域活性化の取組みへの支援	4

提言 2 女性の活躍・県内定着の推進

(こども支援・女性若者活躍対策特別委員会)

(1) 女性・若者の県内定着と回帰の促進	9
(2) 女性のライフデザインの形成促進	10
(3) 固定的な性別役割分担意識等の解消	12
(4) 女性が能力を発揮して活躍できる職場環境づくり	13

提言 3 外国人材を中心とした多様な人材の活用

(人材活用・経済活性化対策特別委員会)

(1) 外国人材の受入拡大	19
(2) 外国人材の定着促進	21
(3) 多様な人材の活用	22

提言に当たって

本県議会は、二元代表制の一翼を担い、議事機関として県の意思を決定することや、県行政の執行を監視することに加え、県勢発展に資するため、政策提言を実施してきた。

令和6年度は、大雨などによる自然災害の頻発・激甚化や、少子高齢化を伴う人口減少など、本県を取り巻く情勢が厳しさを増す中であって、本県が将来にわたり活力を維持し成長し続けられるよう、喫緊の県政課題に着目し、「交通インフラ・ネットワーク整備による地域活性化の推進」、「女性の活躍・県内定着の推進」、「外国人材を中心とした多様な人材の活用」の3項目について政策提言を取りまとめたところである。

取りまとめに当たっては、「交通インフラ・活力あるまちづくり対策」、「こども支援・女性若者活躍対策」、「人材活用・経済活性化対策」の3つの特別委員会において、委員間討議を活発に行ったことに加え、外部専門家からの意見聴取や関係者との意見交換、先進事例の現地調査を積極的に行うとともに、政策提言の充実に向けた諸事業として全議員を対象に国の政策等に関する研修会や海外における行政施策等の調査報告会を開催するなど、年間を通じて、幅広い角度から審査・調査を行ってきたところである。

知事はじめ執行部におかれては、本提言が議会の総意として取りまとめられたものであることを真摯に受け止め、今後の具体的な施策を推進されるよう強く望むものである。

令和7年3月18日

山形県議会議長 森 田 廣

提言1 交通インフラ・ネットワーク整備による地域活性化の推進

(交通インフラ・活力あるまちづくり対策特別委員会)

(1) 多様で持続可能な地域公共交通の構築に向けた取組みの推進

<提言>

- 県民や観光客の多様な交通行動を反映した地域公共交通施策を展開するため、次期山形県地域公共交通計画の策定に当たっては、各種人流データなどの交通実態に係る調査結果を基に、山形県が目指すべき地域公共交通網の全体像を明確にしたものとする。また、地域の実情に即し、若者を始め様々な住民の意見を反映させた市町村の地域公共交通計画策定の取組みを更に支援すること。
- 運転手不足等による交通空白地域の拡大や自家用車を所有しない人へ対応し、インバウンドを含む観光客の多様な二次交通の需要に応えるため、交通事業者や市町村等によるライドシェアや、自動運転バスなどのAI技術を活用した交通移動手段の導入に向けた取組みを更に支援すること。

※交通空白地域：バス・タクシー事業者のサービス提供が困難な地域

※二次交通：鉄道主要駅や空港等の交通拠点と目的の観光地を結ぶ交通アクセス

<委員会における委員の意見>

- 運転手不足等による地域公共交通の運行本数の減少に伴い、地域公共交通の利便性が下がり利用者が減少した結果、更なる運行本数の減少につながる悪循環が生じ、高齢者や生徒・学生などを中心に既存交通手段による移動に課題を抱える県民が増加している。また、バス・タクシー事業者のサービス提供が困難である交通空白地域が生じるなど、地域公共交通の維持が危ぶまれているため、観光客の二次交通としても活用が見込まれる地域公共交通の充実を図る取組みを推進すること。
- 次期山形県地域公共交通計画の策定に当たっては、各市町村の交通インフラの実情を踏まえるとともに、各種人流データなどの交通実態に係る調査結果を基に県民や観光客の様々な交通行動を把握し、それらを計画に反映させること。
- 地域公共交通の整備に当たっては、地域の実情に即した施策の展開が重要である。若者や高齢者など様々な住民の意見を反映させた市町村の地域公共交通計画策定の取組みを支援すること。
- 高齢者や本県を訪れる観光客の増加が見込まれる中、生徒・学生など自家用車を所有しない人も含め、誰もが不便を感じずに移動できる地域公共交通手段を確保・充実させるため、タクシー事業者や市町村等によるライドシェアや、自動運転バスなどのAI技術を活

用した新たな移動手段の導入に向けた取組みを支援すること。

- 利便性を高め人が動きやすく人口増にもつなげていけるよう、地域公共交通路線の再編や新設なども含めた地域公共交通の構築を支援すること。また、海外政策課題調査でのデンマークの事例を参考に、複数の地域公共交通の共通チケットの発行や、自転車を車内に持ち込むことができるサイクルトレインなど、交通事業者による新たな取組みの検討を促進・支援すること。
- 地域公共交通を担う人材の確保・育成の取組みを更に支援するとともに、地域公共交通の維持や交通インフラ整備とまちづくりを一体的に推進するため、国の交付金を始めとする多様な財源の確保に努めること。

（２）交通インフラ等の整備促進、防災・安全対策の充実

＜提言＞

- 災害時の避難や物資輸送等への備えとして、リダンダンシー機能を果たす高規格道路と直轄国道等とのダブルネットワークの構築や高規格道路の４車線化など、災害に強いインフラ・ネットワーク整備を加速させること。

※リダンダンシー（冗長性）：自然災害等による障害発生時に、一部の区間の途絶により全体の機能不全につながらないように、多重化されていたり、予備の手段が用意されている性質

- 子どもや高齢者、障がい者などに対する交通安全対策として、通学路整備や歩道の拡幅・段差解消等のユニバーサルデザイン化を更に推進するとともに、関係機関と連携した道路の安全点検を強化すること。

※ユニバーサルデザイン：障がいの有無、年齢、性別等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方

- 地域経済活動の活性化のため、鉄道など県境をまたぐ広域的な高速交通網のインフラ整備を推進するとともに、ＪＲ米坂線を始め、運行不能となっている鉄道路線の復旧に向けて覚悟を持って取り組むこと。
- 地域公共交通の利便性を高めるため、パークアンドライド施設の拡充支援や交通系ＩＣカード対応機器の導入促進など、地域公共交通のシームレス化に向けた取組みを更に推進すること。

※シームレス：「継ぎ目のない」の意味。公共交通分野におけるシームレス化とは、乗継ぎ等の交通機関間の「継ぎ目」や交通ターミナル内の歩行や乗降に際しての「継ぎ目」をハード・ソフト両面にわたって解消することにより、出発地から目的地までの移動を全体として円滑かつ利便性の高いものとする

＜委員会における委員の意見＞

- 県境部分を始め道路の高速交通ネットワーク整備が遅れている。災害時の避難や物資輸送等への備えとして、リダンダンシー機能を果たす高規格道路と直轄国道等とのダブルネットワークの構築や、高規格道路の４車線化など、災害に強いインフラ・ネットワーク整

備を加速させること。

- 子どもや高齢者、障がい者など様々な歩行者にとって安全・安心な道路環境の確保、交通事故防止のため、通学路整備や歩道の拡幅・段差解消などのユニバーサルデザイン化を更に推進すること。また、日頃の道路の安全点検を強化し、道路の維持管理を充実させること。
- 地域経済活動の活性化のためには、鉄道など広域的な交通インフラの整備が重要であるが、本県と他県を結ぶ複数の鉄道路線は災害からの復旧が進まず運行不能状態が続いており、経済活動や沿線地域の住民生活に重大な支障をきたしているため、スピード感を持って復旧に取り組むこと。
- 地域公共交通機関利用者の利便性の向上のため、パークアンドライド施設の拡充や、交通系ＩＣカード等デジタル技術を活用する機器の導入の取組みを更に支援するなど、移動のシームレス化を図ること。
- 交通インフラの整備に当たっては、インフラストック効果やまちづくりの視点を考慮し、都市部とそれ以外の地域で整備状況に差が生じないようにすること。
※インフラストック効果：整備された社会資本が機能することで中長期的に得られる効果。生活環境の改善や移動時間短縮による生産性向上等がある
- インバウンドの増加を想定し、観光施設や文化施設の整備を推進するとともに、山形・庄内両空港の滑走路延長の検討を加速すること。また、地域経済の発展にも資する新たな交通インフラの整備も将来的に検討していくこと。

（３）地域公共交通の整備と一体的に進める地域活性化の取組みへの支援

＜提言＞

- まちの賑わい創出のため、駅周辺のコワーキングスペースや観光施設を活用した沿線活性化事業の支援はもとより、駅を活用した住民の交流の場の設置を促すなど、市町村と鉄道事業者の連携による駅を核とするまちづくりの取組みを更に支援すること。
- 道の駅のゲートウェイ機能や交通結節点機能、防災機能の強化に向けた市町村等の取組みや、道の駅での地元特産品の販売など、市町村と住民等の連携による道の駅を活用した地域活性化の取組みを更に支援すること。

※ゲートウェイ：広義には「玄関口」という意味。ゲートウェイ型「道の駅」とは、県境部に位置し、地域観光の総合窓口としての地域情報等の発信機能を有する「道の駅」をいう

＜委員会における委員の意見＞

- 地域公共交通機関の利用者数の減少とともに駅周辺の人流が減少した結果、駅を中心とした地域の活気が失われつつある。駅周辺の人流の増加を図り、駅を核とした賑わいを創出するため、駅周辺のコワーキングスペースや観光施設を活用した鉄道沿線活性化の取り組みはもとより、駅を活用した住民の交流の場の設置を促すなど、市町村と鉄道事業者が連携したまちづくりの取り組みを更に支援すること。
- まちの賑わいを創出するため、通勤・通学・観光等における地域公共交通の利用促進に向けた各種交通施設内の環境整備を支援すること。また、地域の子どもたちに地域公共交通へ親しみを持ってもらい中長期的な利用促進につなげるため、子どもの利用体験の取り組みを更に支援すること。
- 道の駅は観光や交通の結節点、防災など様々な役割を担い、機能強化を通じた地域活性化が期待されており、他県から本県を訪れる際の玄関口にもなるため、市町村等が実施する道の駅整備への支援や、道の駅・観光関係団体等との連携促進が重要である。
- 自動車による県内周遊等の観光案内や、インバウンドを想定した多言語対応、移住やふるさと納税等の地域情報の発信など、道の駅のゲートウェイ機能の強化を支援すること。
- 地域公共交通の利便性を高めるため、道の駅のパークアンドライド用の駐車場の整備など、自動車と地域公共交通の結節点化を支援すること。
- 道の駅の防災拠点としての機能を強化するため、備蓄倉庫、簡易トイレ、非常用電源設備等の整備を支援し、市町村が実施する道の駅での防災訓練へ積極的に協力するとともに、道の駅の防災機能を県民へ周知すること。
- 道の駅の障がい者用の駐車スペースの拡大や、キッズルーム等の子育て支援施設の整備など、道の駅の利便性を高めることによる集客力の向上を図る取り組みや、地元特産品の販売などの市町村・道の駅・住民の連携による地域活性化の取り組みを更に支援すること。

【活動報告】

交通インフラ・活力あるまちづくり対策特別委員会

意見聴取

開催日

令和6年8月22日（木）

参加者

吉田 朗 氏 〔東北芸術工科大学 教授〕

主な内容

テーマ：「“クルマ社会”山形県における持続可能な公共交通を探る」

- ・ 本県が抱えるクルマ依存の現状を踏まえ、クルマに代わる、または補完する持続可能な公共交通の可能性について説明があった。
- ・ デマンド交通は高い利便性が得られるが、採算性を上げるためにエリアスポンサーを募り、施設敷地内に停留所を配置する代わりに協賛金を負担してもらう仕組みが望ましい。
- ・ 県内の多くのマイカー（乗用車）をシェアすることで新たな公共交通サービスが生まれる可能性が高く、山形版ライドシェアとして相乗り型の推進が望まれる。
- ・ 本県は人口が薄く広がっているクルマ社会の典型であり、公共交通の維持には、公共交通指向型のまちづくりを進める必要がある。そのため、鉄道の駅やバス停周辺では歩いて暮らせるまちづくりを進めることが望ましい。
- ・ 持続可能な地域公共交通の在り方を探り、的確な政策を判断するためには、人々の日常的な交通行動がわかるデータが重要であり、かつ、データのアップデートが必要である。



現地調査

実施日

令和6年10月21日（月）～22日（火）

訪問先と調査内容

（１）宇都宮市議会（栃木県宇都宮市）

- ・ 地域公共交通網維持に係る取組状況及びＬＲＴがもたらしたまちづくりに対する効果について



（２）宇都宮ライトレール株式会社（栃木県宇都宮市）

- ・ ＬＲＴの利用状況及びＬＲＴを持続可能な交通機関とするための課題等について



(3) 福島県議会（福島県福島市）

- ・ 東日本大震災、新潟・福島豪雨により被災したＪＲ只見線の全面運行再開に至るまでの経緯及び運行再開後の利用者の状況等について



提言2 女性の活躍・県内定着の推進

(こども支援・女性若者活躍対策特別委員会)

(1) 女性・若者の県内定着と回帰の促進

<提言>

- 若年女性の県外流出に歯止めがかからないことから、その県内定着・回帰に向けた施策の推進に当たっては、女性や若者のニーズを把握する調査を定期的に実施するなど、都市部への転出についての現状分析を行うとともに、行政・企業・教育機関等の連携をより一層強化して取り組むこと。
- 本県へのU・I・Jターンを促進するため、本県での暮らしのイメージやメリットが分かりやすく伝わるよう、本県の豊かな自然や食・歴史・文化を始め、県内企業の魅力や生き生きと活躍している県民の姿について、女性や若者の特性やニーズを踏まえたより訴求力のある情報発信を行うこと。

※U・I・Jターン：地方への移住や定住に関連する用語で、Uターン（出身地から都市部に移った後、再び出身地に戻る）、Iターン（出身地と異なる地域に移住すること）、Jターン（出身地から都市部に移った後、出身地ではない、近隣の地域や他市町村に移住すること）の総称

<委員会における委員の意見>

- 10代後半から30代の女性の都市部への流出に係る現状分析を踏まえ、行政・企業・教育機関等が連携して、多様な雇用の場の創出やコミュニティづくり、子育て・教育環境の充実等、女性の地元定着・県内回帰を促進する取組みを強化すること。
- 女性の地元定着に向けて、これまで男性中心であった社会制度や風習を見直し、女性が暮らしやすく、住み続けたいと思える社会の形成に資する各種取組みを進めていくこと。
- 本県の様々な分野で多くの女性や若者が活躍していることを、県内外へ更にPRして、IターンやUターンを促進していくこと。
- 本県には、優れた技術力を持つ企業や、女性・若者が多様な力を発揮している企業が多数あり、そうした企業に子どもの頃から触れる機会が多くあれば、進学等で県外に転出してもUターンを考える材料になり得るのではないかと。地元企業の見学や職場体験、インターシップの更なる充実等により、地元企業や地域で働くことの魅力を伝えていく必要がある。
- 県内就職に向けた奨学金の返還支援について、新卒者への支援が中心となっているが、中途採用者等についても広く支援対象とするなど、制度の拡充を図ること。

- 若者の県内就職・定着の促進に当たっては、親や身近な人の考え方も大きく影響するため、県内企業の特徴や労働時間、賃金と生活費等の正確な情報を広く提供すること。
- 若者が本県の魅力をそもそも十分に知らず、気が付かないまま県外に転出している事例も多いと考えられる。県外に出てもいずれは地元に戻ってきたいと思えるよう、子どもたちの郷土愛を育む取組みを充実させることも重要である。
- 変化が速い時代であることを踏まえ、若者に対する情報発信に関して、一方的に情報を発信するだけではなく、求めている情報がタイムリーかつ確実に届くよう、ホームページやSNSによる発信の在り方等について、より効果的な方法を検討すること。
- 女性や若者の県外への人材流出に関して、女性や若者が減って競争相手が少なくなっている地方では、様々な分野で活躍できるチャンスや可能性が都市部よりも大きいということをもっと強く訴えていっても良いのではないかな。

（２）女性のライフデザインの形成促進

＜提言＞

- 自らの将来についてより主体的に考えてもらい、様々な選択肢に触れる機会となるよう、多様なロールモデルを紹介し、その方々と交流する場を設けるなど、ライフデザイン形成の促進に向けた取組みを更に充実させること。

※ロールモデル：考え方や行動、生き方等について、目指したいと思える模範となる人物

- キャリア教育の実施に当たっては、義務教育と高等学校教育を通じて一貫性を持たせて取り組むとともに、一人ひとりの価値観やライフスタイルに合った働き方を主体的に選択できるよう配慮して行うこと。

※キャリア教育：一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育

- 結婚を望む人を支援するため、「A i ナビやまがた」の更なる周知や入会登録料の助成等により利用拡大に取り組むとともに、「やまがた縁結びたい」の隊員の掘り起こしや隊員向けの研修の充実を図ること。

※A i ナビやまがた：県や市町村等が構成団体となっている「やまがたハッピーサポートセンター」が運用する、A Iを活用して1対1の出会いの機会を提供するマッチングシステム

※やまがた縁結びたい：県から委嘱を受けて、お見合い相手の紹介や相談等、結婚を希望する人を支援するボランティア仲人

＜委員会における委員の意見＞

- 若者に結婚観・家庭観を持ってもらうため、早期からのライフデザインセミナーの取組みを拡大し、参加者間での意見交換や継続的なセミナーの実施等、将来についてより主体的に考えてもらう機会を増やしていくこと。

※ライフデザインセミナー：仕事や結婚、妊娠・出産、子育て等について、必要な知識や様々な情報を総合的に習得し、自らのライフプランをどうするか、どうしたいかを考えるための講習会

- ライフデザインセミナーの実施に当たっては、婚姻後の性別役割分担意識が生まれないよう配慮した内容にしたり、性別にかかわらず誰もが自己実現できる社会をどうつくっていくかを考えさせたりするなど、ジェンダー平等の視点を取り入れること。

※性別役割分担意識：男性は仕事、女性は家庭といった、個人の能力と関係なく、性別に基づいて男女の役割を分ける考え方

※ジェンダー平等：社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）にかかわらず、責任や権利、機会を平等に分ち合い、あらゆる物事を一緒に決めていくこと

- 妊娠・出産は、女性にとって非常に負担が大きいライフイベントであり、社会全体でもっと女性を支援する気運を高めていくことが求められる。また、女性が日頃感じる抑圧された感情や違和感について、幅広い年代の人と共有できる機会をつくり、多様な生き方を選択できるようにサポートしていくことも重要である。
- 職業分野における人生設計や明確な目標を持ち、自分のやりたいことを見つけるためのキャリア教育について、市町村教育委員会との連携の下、義務教育と高等学校教育のそれぞれの段階での取組みに一貫性を持たせること。
- 海外政策課題調査でのドイツの事例（小学校を卒業する 10 歳時に、職人系の仕事に就くか、総合大学に進学するかを選択する）を参考に、早期から職業観を醸成するためのキャリア教育を検討してはどうか。
- マッチングシステム「A i ナビやまがた」の利用を拡大・促進するため、認知度向上に向けた更なるPRや入会登録料に対する助成等、登録会員の増加のための取組みを強化すること。
- 地域で仲人活動を行う「やまがた縁結びたい」の活動を促進するため、若い年代の隊員の増加や隊員向けの研修の充実を図ること。
- 県が行う結婚支援の取組みを加速させるため、ブライダル産業やママサークル等との連携によるイベントの開催等、民間の力を生かした取組みを実施すること。
- 従業員のプライバシーやハラスメント防止に留意しつつ、本県が実施する結婚支援事業に対する経営者の理解を醸成し、企業間交流会への参加や「A i ナビやまがた」への登録促進等、企業の協力による従業員への結婚支援の取組みの拡大を図ること。

（３）固定的な性別役割分担意識等の解消

＜提言＞

- 様々な場面で女性の意見がより反映されて活躍の場が広がるよう、幅広い年代を対象として、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）を解消するための啓発を一層強化すること。
- 家庭内の役割が女性に偏りがちとなっている現状を踏まえ、家族が主体的に協力し合う「家事・育児シェア」の考え方や実践事例を紹介するなど、女性の就労拡大や社会活動等への参加を家庭から後押しする機運を醸成していくこと。

＜委員会における委員の意見＞

- 無意識の思い込みや偏見が解消されない理由の一つに、社会の多くの組織や分野において、まだまだ男性が中心・主役で、女性は裏方に留まっている現状にあることが考えられる。社会全体で女性活躍に係る取組みを加速させるため、本県の地域女性活躍推進交付金による事業を拡充するとともに、当該交付金の活用を含む市町村の取組みの充実に向けた助言・支援を行うこと。
- 固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）がどのようなものなのかについて、幅広い年代に向けて具体的で分かりやすい情報を発信し、解消に向けた意識啓発を推進していくこと。
- 女性の活躍推進の取組みについては、ジェンダー・バイアスの解消の視点が必要であり、性別にかかわらず能力を発揮できる社会を目指していくことが求められる。
※ジェンダー・バイアス：男女の役割について固定的な観念や偏見を持つことや、そのために社会における女性に対する評価や扱いが差別的になること
- 学校において、男女共同参画についての意識づけをしっかりと行っていく必要がある。また、小学校段階から社会との関わりが大きくなることから、地域で活躍する身近な女性のロールモデルを紹介するなどの取組みも進めてはどうか。
- 家庭生活において、男性も家事や育児に積極的に参加・協力して行う「家事・育児シェア」の取組みを進め、女性に偏りがちな家庭における負担を軽減し、社会や仕事で活躍できる環境づくりを推進していくこと。
- 男性の家事・育児へのより積極的な参加を促すため、スキルアップを図るための男性向け講習会を開催したり、家事・育児シェアに取り組んでいる共働き世帯のモデルケースを紹介したりするなど、より実効性の高い事業を実施する必要がある。

- 女性の活躍には、家庭から女性を後押ししていくことが不可欠であり、長期的な視点を持って、男性・女性ともに「こうあるべき」という固定観念を解消し、柔軟な働き方や生き方を選択できるよう意識の醸成を図っていくこと。
- 誰もが活躍できる社会に向けて、多様な性に対する配慮や、理解を醸成する取組み等も必要である。

（４）女性が能力を発揮して活躍できる職場環境づくり

<提言>

- 経営者等の意識改革を促すため、女性の管理職増加や職域拡大により企業の事業発展や社会的評価の向上につながった事例を積極的に周知すること。また、女性活躍に取り組む企業を支援するための助成制度や職場環境づくりの相談体制の拡充を図ること。
- 資格・技能の取得支援や管理職に求められる知識・スキルを習得できる研修の実施等、企業が取り組む女性のキャリア形成を支援し、非正規から正規雇用への転換や管理職への登用拡大を促進すること。
- 「やまがたスマイル企業」の認定基準について、女性の視点を更に取り入れて随時内容のアップデートを図り、女性に選ばれる働きやすい職場づくりを促進すること。また、認定企業に対するインセンティブの更なる拡大等により、認定を目指す企業を増やすこと。

※やまがたスマイル企業：ワーク・ライフ・バランスや女性活躍の推進に積極的に取り組んでいるとして、県が認定した企業や事業所等

<委員会における委員の意見>

- 女性の管理職増加や職域拡大による取引機会の創出や売上増加等の先進事例・好事例を広く周知することにより、経営者や管理職の意識改革を促し、県内企業における女性活躍に向けた取組みを加速させていくこと。
- 女性の職域拡大に伴い必要となる施設整備に対する助成制度や、産前産後・育児休業中の欠員のカバーや職場復帰時のサポートに関する事例の周知等により、女性活躍に取り組む企業を支援すること。
- 女性が管理職やリーダーになるに当たっての課題として、経験やノウハウが不足していることが理由に挙げられるため、資格取得や技能研修への参加等でのキャリア形成を支援することにより、様々な分野における女性活躍を推進し、企業における管理職への登用拡大や正社員化、賃金向上を促進すること。

○ 男女間の賃金格差は、平均勤続年数の差と女性管理職の比率の低さが主な要因とされていることから、出産・育児、介護等と仕事の両立を可能にする企業の取組みへの支援や、管理職やリーダー候補者に必要な知識やスキルを習得できる研修機会の充実を図ること。

○ 就労を希望する女性に寄り添った相談体制を強化し、女性の再就職や就労継続、キャリア形成に向けた支援を充実させること。

○ 厚生労働省の「えるぼし」や「くるみん」、本県の「やまがたスマイル企業」等の働きやすい企業に関する認定制度について、広く周知して認知度を高め、女性・若者の就労促進や平均勤続年数の延長を図るとともに、認定の取得に向けた企業の取組みを加速させること。

※えるぼし：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定制度で、女性の継続就業や管理職比率等の基準を満たした場合に、厚生労働大臣が女性の活躍を推進する企業として認定する

※くるみん：次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度で、雇用環境の整備や男性労働者の育児休業取得率等の基準を満たした場合に、厚生労働大臣が子育てと仕事の両立を推進する企業として認定する

○ 女性活躍の拡大に向けて、女性の賃金引上げや非正規雇用から正規雇用への転換に係る支援だけではなく、女性が少ない分野での管理職への積極的な登用等を公共調達や補助事業における評価項目とするようなインセンティブを付与・拡充していく必要がある。

○ 男性がワーク・ライフ・バランスをとれている企業は女性にとっても働きやすいことから、業種や規模にかかわらず、長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進等の取組みを推進し、仕事や子育てを両立できる環境整備を進めること。

○ 職業生活での活躍は、管理職を目指すことだけを目的とするものではないことから、正規・非正規雇用を問わず、自分の生活や希望に合わせた柔軟な働き方ができるよう、就業環境の整備・改善やワーク・ライフ・バランスを重視する社会的な機運の醸成に取り組んでいく必要がある。

○ 女性が仕事を辞める要因の一つとして、女性に対する攻撃的な言動等のカスタマーハラスメントも関係していると考えられるため、本県での実態を把握するとともに、対応マニュアルの普及や消費者意識の向上に向けた啓発に取り組むこと。

※カスタマーハラスメント：顧客等からのクレーム・言動のうち、要求内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、労働者の就業環境が害されるもの

【活動報告】

こども支援・女性若者活躍対策特別委員会

意見交換

開催日

令和6年8月22日（木）

参加者

半澤 和仁 氏〔東北電化工業株式会社 管理本部人事企画部リクルートセンター長〕

菖蒲 珠美 氏〔 同 品質本部安全品質室品質支援グループリーダー〕

鈴木 政紀 氏〔株式会社ジェイ・サポート 取締役副社長・経営管理室室長〕

阿部 藍梨 氏〔 同 経営管理室課長〕

我妻 飛鳥 氏〔やまがた農業女子ネットワーク 代表（株式会社E D E N 取締役）〕

結城 こずえ 氏〔 同 発起人（まるつね果樹園 共同代表）〕

主な内容

テーマ「女性の活躍・働きやすい環境づくり」

- ・各分野で女性活躍に取り組む県内の3つの企業・団体の担当者から、現状や今後の展望等を聴取した後、意見交換を行った。
- ・建設業の東北電化工業株式会社からは、人口が減少する社会における労働力の確保や生産性の向上等に向けて、女性の活躍推進は時代の要請であるとして、女性社員の採用拡大や事務職から技術職・営業職への職域の拡大、電気工事関連の国家資格の取得を推進した取組みについて説明があった。女性技術社員のキャリア形成が促進され、ワーク・ライフ・バランスの充実にもつながったと評価され、厚生労働省や山形県から表彰を受けたり、報道機関に取り上げられ

たりするなど反響が大きく、ビジネス機会の拡大にも好影響を及ぼしたとのことであった。

- ・ 製造業の株式会社ジェイ・サポートからは、働きやすい環境づくりに向けて、働き方改革やワーク・ライフ・バランスの推進等の既存の取組みを見直すことから着手し、働きやすい企業についての各種認定を受けるに当たり、認定機関から不足している事項についての助言・指導を受けて、健康経営優良法人や、えるぼし・くるみん等の認定に至った経過について説明があった。こうした取組みにより、新規卒業者の採用拡大や社員の休暇取得が増えるなどの効果があり、更により良い職場環境を目指し、社員の意見を取り入れて試行錯誤を続けながら人材の育成に努めているとのことであった。
- ・ 県内の女性農業者 60 名余りで組織する、やまがた農業女子ネットワーク（あぐっと）からは、男性農業者との情報や機会の格差、社会的孤立、仕事と家庭の両立等の女性農業者を取り巻く課題が多い中、自らの意識改革と経営発展、女性農業者の存在感向上、職業として農業を選択する若手女性の増加等への貢献を目的に設立された。課題解決に向けて、メンバー間での交流やSNSを活用した情報発信、企業との連携企画等を行っており、女性が更に活躍できる農業環境づくりを推進するため、持続可能な団体を目指して取り組んでいると説明があった。
- ・ 意見交換においては、企業 2 社における働きやすい職場環境の整備に向けた推進体制や工夫、社員の反応等についての質疑応答がなされたほか、女性の結婚観や生活観の変化への対応、仕事や家庭における固定的な性別役割分担意識の解消や女性活躍に向けて求められる行政の取組み等について、率直な意見を伺った。



現地調査

実施日

令和6年10月21日（月）～22日（火）

訪問先と調査内容

（１）社会福祉法人福島福祉施設協会（福島県福島市）

- ・福祉分野の同業種の中でも女性の正規職員や管理職の割合が高く、非正規職員から正規職員への転換が進んでいる状況や、令和5年9月にえるぼし認定を受けた同法人の取組みについて



（２）福島県議会（福島県福島市）

- ・福島県内企業の魅力やそこで熱い思いを持って働く人々の姿を広くPRするために立ち上げた「『感働！ふくしま』プロジェクト」による情報発信や、若者の県内定着・県外からの還流促進等の取組みについて



（３）ふくしま結婚・子育て応援センター（福島県福島市）

- ・結婚と子育てを一体的に支援するために福島県が設置したセンターの概要、オンライン型の紹介システム「はぴ福なび」や支援ボランティア「結婚世話やき人」等の結婚支援事業や同県の少子化と結婚をめぐる現状について



（４）みやぎ女性のキャリア・リスタート支援センター（宮城県仙台市）

- ・子育てや介護等で離職した女性の再就職支援を行うために宮城県が「みやぎジョブカフェ」内に設置したセンターの概要、国のマザーズハローワークとの連携や同県の女性の就業状況等について



提言3 外国人材を中心とした多様な人材の活用

(人材活用・経済活性化対策特別委員会)

(1) 外国人材の受入拡大

<提言>

- 外国人材活用に向けた施策を円滑に推進するため、自治体・監理団体・受入企業・行政書士会や社会保険労務士会等の外国人雇用に関して多くの知見を有する団体などをメンバーとするプラットフォームを構築し、関係団体の情報共有・連携強化を図ること。
- あらゆる産業分野で人手不足が顕在化する中、外国人材の受入拡大に向けて、分野別に外国人労働者の受入人数の目標を設定し、既に本県とつながりのある友好国をターゲットとするなど基本的な戦略を定め、外国人から選ばれる山形県になるための施策を展開すること。
- 県内企業における外国人材の活用をより一層促進するため、特に企業が負担を感じている現地での調査・面接のための渡航費用や、住居環境の整備等の初期経費を始め、県内企業の課題やニーズに応じたきめ細かな支援策を講じること。
- 国内外の特に同国人同士のネットワークはSNS等を通じ大きな広がりがあることから、本県の特色ある文化や本県で暮らす楽しさを積極的に発信するなど、外国人材の受入拡大に向けた情報発信を行うこと。

<委員会における委員の意見>

- 近年の人口減少により、人材不足・労働力不足等が顕著になる中、県内企業（特に農業関係者、小規模事業者等）が外国人労働者の雇用に興味を持つも、どうすれば良いのか分からないというのが現状である。県として、外国人材活用に向けた諸課題に戦略を持って取り組んでいくため、海外送出国機関や受入企業、監理団体、行政等の連携強化を目的とした、外国人材活用のプラットフォームを構築すべき。
- 本県の人口減少と人手不足が課題となる中、人材確保が必要であり、外国人材の活用は必須である。文化や宗教も違う外国人を雇用する上で、先進的に取り組んでいる企業の事例や労使双方の好事例をモデルケースにしていくことが重要。
- 外国人材の受入拡大に向けては、既に本県とつながりがある友好国をターゲットとするなど戦略的に行うとともに、外国人材確保に向けた新たな国の開拓に当たっては、当該国における拠点づくりが必要。

- 外国人材を活用していくため、外国人労働者の県内定着率や母国への帰国、他県への転出を含む具体の数字とその理由を把握するとともに、山形県として外国人材をどの程度増やしていくのか目標を設定すること。
- 県として「技能実習（育成就労）」と「高度人材」を分けた戦略が必要。
- 留学生等の高度人材を県内に受け入れる流れを考えていくべき。
- 質の高い外国人材を本県に呼び込むためには、外国の大学との連携協定などグローバルな取組みも必要。
- 本県における外国人材施策の司令塔機能の確立に向けた組織の在り方について検討すべき。
- 「育成就労」など新制度を円滑に導入するため、十分な周知や広報を行うこと。
- 外国人材採用に向けては、住宅面の支援のほか、企業が行う面接や現地調査に行くための費用に対する支援について検討すべき。
- 企業側の外国人活用に対する考え方に温度差があることから、活用のメリットについて企業に情報発信すること。また、課題の把握や解決に知見を蓄積している行政書士会との連携も必要。
- 国内外の同国人同士のネットワークはSNS等を通じ大きな広がりがあるため、山形県の特色ある文化や山形県で暮らす楽しさを積極的に発信するなど、適時適量の情報発信を行うこと。
- 国外送出機関と企業とのマッチング支援が必要。

(2) 外国人材の定着促進

<提言>

- 県内で暮らす外国人やその家族が社会生活をより円滑に送れるよう、日本語教育環境を更に充実させるとともに、日本の文化・習慣、社会保障等の社会制度への理解を深める機会の拡充などの取組みを強化すること。
- 外国人が安心して暮らせる環境を整備するため、暮らしや相談窓口の情報発信及び相談体制を強化すること。また、受け入れる側の県民向けに、出身国・文化・宗教・背景など個別具体的な対応事例集を作成するなど、外国人との共生に向けて、相互理解を促進するための取組みを推進すること。

<委員会における委員の意見>

- 日本語指導が必要な外国人に対する更なる日本語教育の環境整備を行うとともに、外国人が安心して暮らせる環境を整備するため、相談窓口の情報発信や相談体制の強化が必要。
- 緊急時に外国人が相談できる 24 時間体制のコールセンターが必要。
- 外国人との共生に向けては、日本（山形）の文化・習慣の理解と相互のコミュニケーション向上が必要であることから、これらを推進するための機会創出や啓発活動を行っていく必要がある。
- 外国人に関するトラブルや解決事例についてデータベースを構築するとともに、出身国・文化・宗教・背景別の個別具体的な対応事例集を作成すること。なお、事例集作成に当たっては、対象国の経済状況など最新の情報収集に努めること。
- 職場内だけのコミュニティに止まらず、自治会役員や消防団員など地域の一員として活躍できる外国人材を育成するため、地域で暮らすことのハンドブックや山形暮らしサイトを設けるべき。
- 外国人との交流イベントを単独で開催できる企業は少ないため、定期的に県で文化交流の場をつくることも検討してはどうか。
- 技能実習生が劣悪な環境で働かされることのないよう、就業場所等のチェック体制強化が必要。
- 新たに創設される「育成就労」では転籍が可能となり、賃金水準の高い都市部への人材流出が懸念されるため、地方への定着促進を図るための取組みを推進する必要がある。

- 本県で生活し新たな出会いを求める外国人に対するマッチング支援を強化すべき。

（３）多様な人材の活用

＜提言＞

- 働き手不足の解消に向けては、女性や若者はもとより、外国人、障がい者、高齢者など多様な人材の活躍が必要であることから、就労や雇用環境等に対するニーズを適時適切に把握し、関係機関等と連携して経営者と労働者のマッチング機会を創出するなど、多様な人材の活用に向けた取組みを推進すること。
- 多様な人材が活躍するインクルーシブ社会の実現に向けては、関係部局間の連携をより一層推進し、各部局が有する情報や施策内容等を共有することにより、更に効果的かつ迅速に施策を展開すること。

※インクルーシブ社会：性別・年齢・個性・国籍・宗教の違いや障がいの有無にかかわらず、互いを認め合い、排除せずに共生する社会

＜委員会における委員の意見＞

- シニア世代は経験豊富であり、働く意欲も高いことから、就労ニーズとマッチングさせる機会の創出が重要。
- 働き手不足の解消のため、シルバー世代の活躍も重要である。そのためのシルバー人材センターの有効活用が必要であり、会員確保と就業先の開拓が不可欠であることから、県としても積極的なPRを行うべき。
- 働き手不足の解消に向けては、女性や若者、障がい者の活躍に向けた取組みの推進が必要。
- 多様な人材の活躍に向けては、各部局が有する情報や施策内容等を共有するなど、関係部局間の連携を更に推進すること。

【活動報告】

人材活用・経済活性化対策特別委員会

意見交換

開催日

令和6年8月22日（木）

参加者

岩崎 雅幸 氏 〔山形県行政書士会 会長〕
中村 雄二郎 氏 〔 同 理事〕
斎藤 芳美 氏 〔グローバル21 もがみ協同組合 理事長〕
監物 雄一郎 氏 〔 同 理事〕
鈴木 一徳 氏 〔スズキハイテック株式会社 代表取締役社長〕
伊藤 順哉 氏 〔株式会社つるかめ 代表取締役社長〕

主な内容

テーマ「外国人材を中心とした多様な人材の活用」

- ・外国人の相談対応や外国人労働者を雇用している企業など、県内の4つの団体の代表者等から、各団体における活動の概要を聴取した後、意見交換を行った。
- ・山形県の委託を受け、企業向け外国人雇用相談業務を行っている、山形県行政書士会の中村理事からは、企業からの外国人雇用に関する相談内容や、外国人留学生や技能実習生を招いて実施している国際交流イベントの取組みについて説明があった。

- ・監理団体として活動している、グローバル 21 もがみ協同組合の監物理事からは、外国人技能実習生の受入に係る職業紹介事業や、国内縫製業における外国人材の活用状況について説明があった。また、外国人技能実習制度から育成就労制度への移行に伴う留意点等についても説明がなされた。
- ・スズキハイテック株式会社の鈴木代表取締役社長からは、高度外国人材採用の背景と狙いや、その具体的取組みについて説明があった。外国人社員を定着させるためには、住環境や配偶者・子どもへのサポート体制を整備することが重要とのことであった。
- ・株式会社つるかめの伊藤代表取締役社長からは、介護施設における外国人雇用によるポジティブ効果や、人口世界一でこれから外国人材受入の拡大が期待されるインドの状況について説明があった。日本は知っていても山形県を知らない外国人が多いことから、山形県に興味・関心を持ってもらうためのPRが必要とのことであった。



現地調査

実施日

令和6年10月22日（火）～23日（水）

訪問先と調査内容

（1）株式会社舞台ファーム【美里グリーンベース】（宮城県遠田郡美里町）

- ・美里グリーンベースの水耕栽培工場で働く外国人材の活用状況や、外国人材の定着に向けた取組みについて



（2）アンデックス株式会社（宮城県仙台市）

- ・外国人材の活用状況（インターンシップを含む）及び宗教的な違いを克服するための工夫など、外国人材の定着に向けた取組みについて



(3) 公益財団法人宮城県国際化協会（宮城県仙台市）

- ・ 多文化共生に向けた日本語講座の開設や外国人住民の生活相談等の現状と課題について



(4) 株式会社菅原工業（宮城県気仙沼市）

- ・ 外国人材の活用状況やインドネシア料理店を活用した地域住民との文化交流など、外国人材の定着に向けた取組みについて



【政策提言の充実に向けた諸事業】

政策提言の充実に向けた全体研修会

開催日

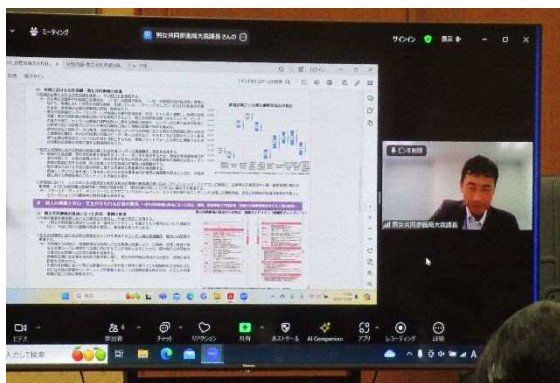
令和6年10月3日（木）、4日（金）

講師

- ・ 大森 崇利 氏 〔内閣府男女共同参画局 総務課長〕 ※オンライン
- ・ 原 太祐 氏 〔法務省出入国在留管理庁 政策課 調整官〕 ※オンライン
- ・ 墳崎 正俊 氏 〔国土交通省総合政策局 地域交通課長〕

テーマ

- ・ 「女性版骨太の方針2024」について
- ・ 技能実習制度の見直しと育成就労制度について
- ・ 地域交通の現状と課題について



海外政策課題調査報告会

開催日

令和6年10月4日（金）

調査の概要

- ・ 調査期間：令和6年7月6日（土）～13日（土）
- ・ 参加議員：伊藤 重成 議員（調査団長）、石川 正志 議員、
阿部 ひとみ 議員、五十嵐 智洋 議員、矢吹 栄修 議員
- ・ 調査先：ドイツ・デンマーク・フィンランド

政策提言に関連する調査テーマ

- ・ 地域における産学官連携による人材育成施策について（ドイツにおける「デュアルスタディ」等）
【ドイツ：フランクフルト商工会議所】
- ・ ドイツにおける社会経済状況及び人材確保・地方交通状況調査について
【ドイツ：在ドイツ日本国大使館】
- ・ コペンハーゲンにおける自転車を活用した交通政策状況調査について
【デンマーク：コペンハーゲン市内】

など



【参考】 国への提案〔意見書の概要〕

政策提言に向けた調査・審査の過程において、国への提案が必要とされる項目については、意見書として取りまとめることとした。

1 地域公共交通の維持・充実のための支援の拡充について

〔交通インフラ・活力あるまちづくり対策特別委員会〕

バスやタクシー、鉄道などの地域公共交通は、地域住民の日常生活における移動や、地域の観光を支える重要な社会インフラであることから、国は地域公共交通を維持するための支援制度を設けているが、人口減少や少子高齢化の進行に加え、地域公共交通を担う運転手不足等に伴い、地域公共交通の維持が危ぶまれる状況にある。また、ＪＲ米坂線とＪＲ陸羽東線は豪雨災害により、それぞれ運行不能状態が続き、住民生活等に重大な支障をきたしている。地域公共交通は、住民が自立した日常生活を送るために不可欠であり、地域活性化に向けても重要なインフラであるため、将来にわたって維持されることが強く求められている。よって、以下の措置を求めるものである。

- (1) 生活交通バス路線の運行費及び老朽化した車両の更新費に対する補助等に係る予算を拡充するとともに、地域の実情を踏まえた乗用タクシーの活用など、地域公共交通の確保・維持、利便性・生産性の向上等の取組みに対する支援を充実すること。
- (2) 災害により運行不能となった鉄道について、復旧費用の補助率の嵩上げや、復旧後の運営面への支援制度の創設、復旧費用を地方が負担する場合の地方債の適用など、財政基盤が脆弱な地方の切捨てにつながらないよう、財政支援を拡充すること。

2 女性活躍の推進に向けた施策の充実強化について

〔こども支援・女性若者活躍対策特別委員会〕

少子高齢化を伴う人口減少が進行する中、様々な分野で社会の活力を維持していくため、最大の潜在力である女性がその力を発揮していくことが重要となっている。国は第５次男女共同参画基本計画において、あらゆる分野における女性の参画拡大を掲げ、女性活躍に向けた取組みを推進しているが、多くの女性が自らの個性と能力を十分に発揮し、活躍しているとは言い難く、女性が活躍できる就業環境の整備を促進する必要がある。また、女性活躍に向けた地方の主体的な取組みを加速するため、その財源となる地域女性活躍推進交付金予算の充実とともに、地域の実情に即した制度への運用改善を図ることも重要である。よって、以下の措置を求めるものである。

- (1) 「えるぼし認定」及び「くるみん認定」に係る認知度向上、インセンティブ拡充、認定取得支援等により認定企業の更なる拡大を図るなど、女

性が活躍できる就業環境の整備を一層促進するための施策を充実させること。

- (2) 地域女性活躍推進交付金について、十分な予算額を確保すること。また、新規事業のみならず、複数年の継続事業やハード整備も対象とするなど、柔軟で利用しやすい制度運用を図ること。

政務活動費の手引

※二重下線部分は令和4年10月改訂版からの変更箇所

山形県議会

令和7年3月改訂版
(令和7年4月1日運用)

目 次

1 政務活動費の概要

(1) 制度の趣旨・体系（根拠法令等）	3
(2) 条例の制定・改正等の経緯	4
(3) 制度の概要	5

2 使途基準の運用の目安

(1) 基本的事項	7
① 実費による支出	7
② 按分による支出	7
③ 現金主義による会計処理	7
(2) 各経費の主な例及び運用の目安	8
① 調査研究費	8
② 研修費	1 0
③ 広聴広報費	1 1
④ 要請陳情等活動費	1 3
⑤ 会議費	1 3
⑥ 資料作成費	1 4
⑦ 資料購入費	1 4
⑧ 事務所費	1 5
⑨ 事務費	1 6
⑩ 人件費	1 7
(3) 政務活動費を充当するのに適さない経費等	1 8
① 私的財産の形成につながる経費	1 8
② 政務活動費を充当するのに適さない活動に要する経費	1 8
③ 政務活動費を充当するのに適さない会費等	1 9
④ 親族に対する支出	1 9
(4) 使途基準の運用に当たっての留意事項	2 0
① 実費支出の例外	2 0
② 「会派交付額」と「議員交付額」の配分	2 0
③ 食糧費の支出	2 1
④ 支出年度区分の考え方	2 1

3 事務手続き

(1) 事務手続きの流れ	2.2
(2) 交付等の手続き	2.4
① 会派結成届の提出	2.4
② 政務活動費の請求	2.4
③ 政務活動費の振込み	2.5
④ 交付を辞退する場合	2.5
⑤ 会派に異動や解散があった場合	2.5
⑥ 任期満了時等の政務活動費の請求	2.6
⑦ 会派解散、議員辞職時等の政務活動費の返還	2.6
(3) 収支報告書について	2.7
① 収支報告書の作成及び提出の期限	2.7
② 収支報告書の記載事項	2.7
③ 収支報告書への領収書等の添付	2.8
④ 領収書等が取得できない場合等（支払証明書の作成）	2.9
⑤ 四半期ごとの事前点検の実施	2.9
⑥ 残余额の返還	3.0
(4) 会計帳簿等の整理・保存	3.1
① 整理・保存義務	3.1
② 保存する書類	3.1
(5) 閲 覧	3.2
① 閲覧に供される書類	3.2
② 閲覧請求者	3.2
③ 閲覧期間	3.2
④ 閲覧場所等	3.2

4 税法上の取扱い

(1) 会 派	3.3
(2) 議 員	3.3

1 政務活動費の概要

(1) 制度の趣旨・体系（根拠法令等）

① 地方自治法 第100条

(第14項)

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。

この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

(第15項)

前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

(第16項)

議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。



② 山形県政務活動費の交付に関する条例

(第2条)

県は、山形県議会議員の県政に関する調査研究と施策立案の一層の充実を図り、併せて更なる議会の活性化を進めるため、第4条第1項の規定による届出をした会派（所属する議員が一人の会派を含む。）及び議員に対し、政務活動費を交付する。

(第3条の3第1項)

政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加など県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（「政務活動」）に要する経費に対して支出する。

(同条第2項)

政務活動費は、政務活動に要する次の経費に充てることができる。

- (1)調査研究費 (2)研修費 (3)広聴広報費 (4)要請陳情等活動費 (5)会議費
(6)資料作成費 (7)資料購入費 (8)事務所費 (9)事務費 (10)人件費

(第11条)

議長は、政務活動費の適正な使用を期すため、収支報告書が提出されたときは必要に応じて調査を行うものとし、政務活動費の適正な運用及び使途の透明性の確保のために必要があると認めるときは、会派及び議員に対し必要な措置を講ずるよう求めることができる。



③ 山形県政務活動費の交付に関する条例施行規程

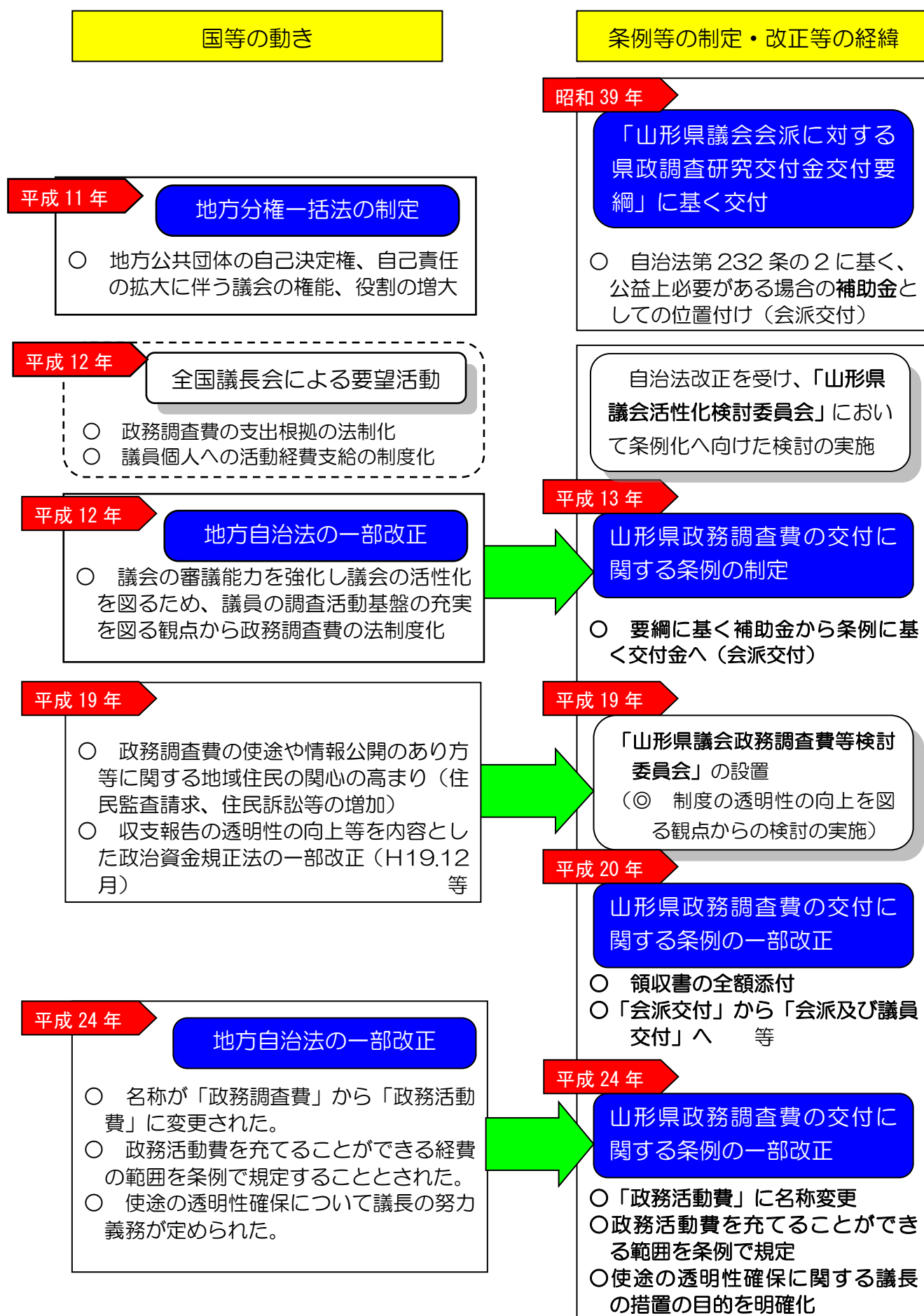
条例の施行に関し必要な事項を規定



④ 山形県政務活動費の取扱いに関する要領

支出に当たっての基本的事項、各経費の主な例及び運用の目安並びに政務活動費を充当するのに適さない事項等について規定

(2) 条例の制定・改正等の経緯



(3) 制度の概要

項目	内 容	関係条項
責 務	会派及び議員は、政務活動費が議員の責務及び役割の遂行に必要な調査研究その他の活動に資するために交付されるものであることを踏まえ、当該交付の目的に沿って適正に政務活動費を使用するとともに、その使途を明確にすることにより県民に対する説明責任を果たすように努めるものとする。 会派の政務活動費経理責任者は、政務活動費の適正な使用を確保するため、その使用について当該会派に所属する議員を指導監督するように努めるものとする。	第1条の2 第4条の2
交 付 対 象	会派 （一人会派を含む）及び 議員	条例第2条
交 付 額	会派 3万円（会派所属議員1人当り／月） 議員 28万円／月	条例第3条 第3条の2
交 付 方 法	四半期ごとに、会派及び議員からの請求に基き交付する。 ※ 請求の期日は、4月は交付決定通知受領後10日以内、その他の各四半期は最後の月（9月、12月、3月）の10日まで ※ 政務活動費の請求をするときには、前四半期分の収支報告書と領収書その他の証拠書類の写しを提出した後に「政務活動費請求書」を提出することになります。	条例第7条
使 途 基 準	条例、施行規程、要領に定める経費の範囲に従って支出。（※具体的運用の目安は手引を参照）	条例第3条の3 規程第5条 要領
収支報告書の提出	経費別の金額及び事業実施内容、事業の成果等を記載した収支報告書を、翌年度の 4月30日 まで議長に提出しなければならない。	条例第10条 （第2項）
領収書等の添付	収支報告書には、支出に係る 領収書等の写し を添付しなければならない。	条例第10条 （第5項）

議 長 の 調 査 権	議長は、収支報告書等が提出されたときは必要に応じて 調査 を行い、政務活動費の適正な運用及び使途の透明性の確保のために必要があると認めるときは、会派及び議員に対し 必要な措置 を講ずるよう求めることができる。	条例第 11 条
残余の返還	交付を受けた額に 残余 が生じたときは県に 返還 しなければならない。	条例第 12 条
証拠書類の 整 理 保 存	各会派の経理責任者及び議員は、 会計帳簿 を調製しその内容を明確にするとともに、 証拠書類 等を整理し 5 年間保存 しなければならない。	条例第 13 条
収支報告書 の 閲 覧	何人も閲覧することができる。（収支報告書等の提出期限後、 60 日経過後 から）	条例第 14 条

2 使途基準の運用の目安

(1) 基本的事項

① 実費による支出

政務活動は、会派及び議員の自発的意思に基き行われるものであり、基本的に、政務活動に要した経費について自ら把握することが可能であることから、その額や内容についても**社会通念上妥当な範囲**のものであることを前提としたうえで、**実費による支出**を原則とする。

② 按分による支出

事務所費、人件費等において、政務活動とそれ以外の活動に係る部分を含む経費を支出する場合は、**実績等に応じた合理的な割合で経費を按分**する。

なお、事務所費、事務費、人件費において、他の活動に係る部分と明確に区分し難い場合の按分の**上限率は、原則 2 分の 1**とする。

これを超えて支出する場合は、その積算根拠を明確にしておかなければならない。

③ 現金主義による会計処理

原則として現金主義（支出した時期によって区分）によるものとする。

ただし、前年度に利用したもので、その経費の支出が年度をまたぎ、収支報告書の提出前に行われたものについては、前年度の支出として整理することができるものとする。

また、年会費や年間購読料など、利用期間等が年度をまたぐ場合も支出した月で整理することとするが、その期間中に議員でなくなった場合は、任期を超える期間の相当額を返還するものとする。

(2) 各経費の主な例及び運用の目安

① 調査研究費		
県の事務及び地方行財政等に関し会派又は議員が行う調査研究（視察を含む。）並びに調査委託に要する経費 （資料印刷費、委託費、文書通信費、交通費、宿泊費、参加費（食糧費を含む。）等）		
主な例		運用の目安
交通費	公共交通機関 （鉄道、バス、タクシー、航空機、船舶）	実費とする。
	レンタカー	実費とする。
	自家用自動車	県の旅費規程に基く車賃の額 （1 Km 当りの基準単価 37 円 ）を準用することができる。
	高速道路、有料駐車場	実費とする。
	代行車	政務活動のために飲食を伴う会合に出席した場合に限り、その実費を支出することができる。
	日 当	支出できない。 （現地交通費、通信費等については実費で支出できるが、食事代は支出できない。）
	政務活動を補助する配偶者等親族への交通費等の支出	原則として支出できない。 （配偶者等の政務活動の補助者としての活動実態により、例えば、通訳等専門技術的な補佐をする場合や、議員に身体的な障害があり活動を補佐する場合等は支出できる。）
	政務活動を補助する職員への交通費等の支出	支出できる。
宿泊料		実費とする。（食事代を除く。） なお、その額についても社会通念上妥当な範囲とする。 （参考） 「山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例」にて規定する宿泊料 （1 泊につき） 甲地方 16,500 円 乙地方 13,300 円 ※なお、パック料金等で宿泊費と食事代の区分が困難な場合においては、朝食代として概ね 1,000 円、夕食代として 2,000 円を控除して充当することとする（ただし、「朝食無料サービス」の場合は控除不要）。

海外視察経費		支出できる。 (国内旅費と同様に 実費 によるものとする。)
委託費		委託金額、具体的な委託業務等が明確である 契約書 を作成し、 成果物 を整理保管しておくこと。
調査相手方への謝礼等の支出		支出できる。
文書通信費		調査研究のためのファックス、電子メール等紙媒体以外の通信費も含む。
食糧費	団体等が主催する会議と一体又は連続した懇談会への出席に要する経費	調査研究を目的として出席した会議との一体性・関連性があり、かつ、主催者の開催目的が意見交換等であり、実質的にも意見交換等が行われた場合に限り、自己負担分(会費等)を支出することはできる。 なお、その額についても社会通念上妥当な範囲とし、5,000円以内とする。
	調査研究を目的に、自己が主催する飲食を伴う会合の開催に要する経費	会合における参加者への 飲食代の支出は不可 とする。 (※ ただし、茶菓代(参加者1人あたり300円以内)を除く)
	会派及び議員間での調査研究を目的とした会合に要する経費	たとえそれが政務活動の一環として開催される場合であっても 支出できない 。
会費	団体等への入会金及び年会費	当該団体の活動が政務活動に適うものであれば支出することができる。

※ 交通費、宿泊費、文書通信費に関しては、他の経費についても同様とする。

② 研修費		
会派又は議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む）に要する経費並びに団体等が開催する研修会（視察を含む）、講演会等への議員又は会派若しくは議員が雇用する職員の参加に要する経費 （会場・機材借上費、講師謝金、会費、文書通信費、交通費、宿泊費、研修参加費（食糧費を含む）等）		
主な例		運用の目安
研修会の開催に伴う会場使用料		支出できる。
研修会の開催に伴う講師謝金		
会費	議員連盟主催会合等の会費	個々の議員連盟等の活動内容や実態が、政務活動に適うものである場合は支出できる。 なお、団体等が主催する会合等への会費については、会議費で整理するものとする。
	政党主催の研修会の会費	研修会の内容が政務活動に適うものであれば支出できる。
	団体等への入会金及び年会費等	当該団体の活動が政務活動に適うものであれば支出することができる。
食糧費	団体等が主催する研修会に一体又は連続した懇談会への出席に要する経費	政務活動としての研修会との一体性があり、その内容も講師や他の参加者との情報交換や意見交換を伴うなど社会通念上妥当なものであると認められる場合に限り、自己負担分（会費等）を支出することはできる。 なお、その額についても社会通念上妥当な範囲とし、5,000円以内とする。
	自己が主催する飲食を伴う研修会の開催に要する経費	研修会における参加者への飲食代の支出は不可とする。 （※ ただし、茶菓代(参加者1人あたり300円以内)を除く） なお、本人の自己負担分（会費等）についても支出は不可とする。
	会派及び議員間での懇談に要する経費	たとえそれが政務活動の一環として開催される場合であっても支出できない。

③ 広聴広報費

県政に関する政策等について会派又は議員が行う広聴広報活動に要する経費
(広報誌・報告書等印刷費、委託費、文書通信費、交通費等)

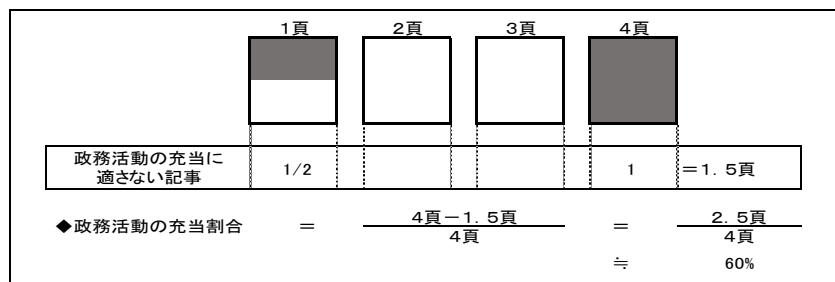
主な例

運用の目安

広報誌の中に、後援会活動等の政務活動以外の活動に係る部分が含まれる場合は、紙面の内容により判断し、記事の割合等により按分して支出する。(※ ただし、後援会が発行主体の場合は支出不可)

◇参考 1 / 按分割合の判断事例

1 頁目の紙面の半分程度に掲載された議員の写真及び4 頁目の議員がさまざまな会合等に出席した際の写真の部分は、その記事の面積の比率からしても、全体との比較で与える印象の程度からしても、全体の 40%程度であり、政務調査費の充当が認められるのは、その他の 60%部分のみである。(H28.3 宇都宮地裁)



広報誌の発行経費

➡「面積による按分率」を基本として、文字の字体や大きさ、配置等による全体の印象という定性的基準で補正する。

◇参考 2 / 政務活動費の充当に適さない事例

○基本的な考え方

その内容や大きさ、配置等から見て県政の政策等に関わる記事との間に合理的な関連性を有することが明らかな場合か、あるいは県政の政策等に関わる情報との合理的な関連性があると説明されている場合であれば、県政の政策等に関わる情報の一部を構成するものといえ、按分を要しないと解される。(H30.3 大阪高裁判決)

➡県政の政策等に関わる情報との合理的な関連性が認められず、その部分は政務活動費の充当から除外(按分)すべきとの多くの判例がある。

広報誌の発行経費	①議員の顔写真、プロフィール等 ・紙面の相当範囲を占めるような議員の写真や似顔絵等 ・議員のフォトアルバム、総理大臣や知事と一緒に写った写真、議員が様々な会合に出席した際の写真等であって、政務活動に係る紙面の内容に関係性が乏しいもの ・県政と関連のないプロフィールや経歴、政治的信条等 ・議員本人や後援者たる著名人の顔写真や氏名を目立つ場所に大きく記載するなど選挙ポスターと変わらない仕様の紙面 ②選挙活動、政党活動、国政、後援会活動等 ・自身の選挙結果や知事選挙、国政選挙等の結果報告や各種選挙に向けた議員の思い ・議員が議長・副議長に就任したことについての記事、内閣の国政に関する政策についての記事、議員が政党内で行った活動報告等 ・後援会長及び議員による当選への御礼やあいさつ、後援会主催の会議・研修会の案内チラシ、後援会の連絡先、議員に期待する政策に関する記事等 ③私的活動等 ・料理レシピの紹介やエッセイ ・地元の学校が全国大会に出場したことを紹介する記事等
広報誌の郵送に必要な封筒の印刷や郵送料	広報誌の発送分に限り、封筒の印刷費や郵送料を支出することができる。 なお、発送する広報誌に後援会活動等の政務活動以外の活動に係る部分が含まれる場合は、広報誌の発行経費の場合と同様の考え方による。
議員ホームページの作成・更新経費	後援会活動の政務活動以外の活動に係る部分が含まれる場合は、広報誌の場合と同様の考え方による。
県政報告会や広聴を行う場合の会場使用料・機材借上料	支出できる。
議会傍聴案内のチラシの作成費	政務活動との関連性及び有用性を有する範囲で支出することができる。

④ 要請陳情等活動費		
会派又は議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費 (資料印刷費、文書通信費、交通費、宿泊費等)		
主な例		運用の目安
中央省庁、国会議員、県内関係機関等に対する要請陳情活動に要する経費		地域のための予算獲得や県政の課題解決のために行う要請陳情活動に要する 交通費、宿泊費等 を支出できる。
住民から個別に相談を受ける際に要する経費		政務活動の趣旨に沿った内容である場合に支出することができる。 なお、予め日時場所等を特定して開催する「住民相談会」は「会議費」として支出するものとする。
地域関係者や参考人を伴った要請陳情活動の際の同行者の経費		原則として会派や議員の活動に対して支出できるものであり、同行者の経費は支出できない。
会費	団体等への入会金及び年会費等	当該団体の活動が政務活動に適うものであれば支出することができる。

⑤ 会議費		
会派又は議員が行う各種会議、住民相談等に要する経費並びに団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派又は議員の参加に要する経費 (会場・機材借上費、講師謝金、資料印刷費、会議参加費(食糧費を含む)、文書通信費、交通費、宿泊費等)		
主な例		運用の目安
会議の開催に伴う会場使用料		支出できる。
会議の開催に伴う講師謝礼等		
食糧費	団体等から議員として出席要請のあった各種会議や会合等への参加に要する経費	団体等から議員として会議や会合等に出席要請があり、かつ、その会議や会合等を開催する目的が政務活動に適うものである場合に、参加に要する 自己負担分(会費等) を支出することはできる。(※交通費も同様。) なお、その額についても社会通念上妥当な範囲とし、 5,000円以内 とする。
	自己が主催する飲食を伴う会議の開催に要する経費	会議における参加者への 飲食代の支出は不可 とする。 (※ただし、茶菓代(参加者1人あたり300円以内)を除く)
	会派及び議員間での懇談に要する経費	

⑥ 資料作成費	
会派又は議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費 (印刷・製本代、委託費、原稿料等)	
主な例	運用の目安
他の活動に係る部分との按分	後援会活動、政党活動等、他の用務に係る資料を含む場合は、実績等に応じた合理的な割合で経費を按分する。

⑦ 資料購入費	
会派又は議員が行う活動のために必要な図書・資料等の購入、利用等に要する経費 (書籍購入代、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料等)	
主な例	運用の目安
新聞・雑誌等の購読料	政務活動に必要な情報収集等の手段として必要な新聞については、真に必要な部数とする。(原則として スポーツ新聞 を除く。)その他の雑誌(政党機関紙を含む)についても、真に必要な部数に限る。
会員制のオンラインサービスから情報提供を受ける場合の年会費	政務活動に必要な情報収集等の手段として利用する場合の会費(年会費・月会費)を支出できる。
学習用機材の購入費や通信教育の受講費	政務活動に必要な学習機材や研修受講に対しては支出することができる。

⑧ 事務所費	
会派又は議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費 (事務所の賃借料、管理運営費等)	
主な例	運用の目安
<u>事務所の賃貸借契約に基づくもの</u> <u>○事務所賃料</u> <u>○仲介手数料</u> <u>○礼金</u> <u>○事務所駐車場代</u> <u>○共益費</u> <u>○火災保険料</u> <u>○除雪費</u> 等	■対象となる事務所の要件 <u>○事務所としての外形上の形態を有していること</u> <u>○事務所としての機能（事務スペース等）を有していること</u> ■事務所の賃借料の支出が認められない所有形態 <u>▽自己、配偶者又は生計を一にする親族が所有する事務所</u> <u>▽自己、配偶者又は生計を一にする親族が役員となっている団体等が所有する事務所</u> ■留意事項 ○議員以外が契約者になっている場合 ・議員が政務活動として使用している場合に限り支出することができる。 ・この場合、議員と契約者との連名による覚書等の文書を添付すること。 ○事務所状況報告書の提出 ・事務所費の支出にあたっては、事務所毎に事務所状況報告書を作成し証拠書類として提出すること。 ・事務所状況報告書は、年度当初1回又は変更があった場合に提出すること。 ・賃借物件の場合は、賃貸借契約書の写しを添付すること。 ○経費を計上する際の按分等 ・他の活動（政党活動、後援会活動等）とが混在する場合、基本料金を含め、<u>使用頻度、使用領域（面積）等で按分すること。</u> ・他の活動に係る部分と明確に区分できない場合は、原則として<u>上限を1／2（自宅兼用の場合は上限を1／4）とした範囲内で適切な方法により経費を按分すること。</u> ○その他 ・事務所として使用する不動産の購入、建設工事費等には支出できない。 ・敷金など、解約時等に返還される性格のものには支出できない。 ・火災保険料及び除雪費については、賃貸借契約書に加入や支払いが義務付けられるなど、貸借人（議員）の任意性がないものは支出できる。 ・警備委託料については、近年の社会情勢から機械警備に係る費用を支出できることとし、過大なものにならないよう留意すること。
<u>その他の管理運営に関するもの</u> <u>○光熱水費</u> ・電気代 ・上下水道代 ・ガス代 ・灯油代 <u>○警備委託料</u> 等	

⑨ 事務費

会派又は議員が行う活動に係る事務遂行に必要な経費
(事務用品・備品・消耗品購入費、備品維持費、文書通信費等)

主な例	運用の目安
パソコン、テレビ等 高額な備品の購入	備品・消耗品については、政務活動に対する有用性が高く、一般的に直接必要であると認められるものに限定すべきであり、個人用のものは対象外。 また、その価格や台数等についても、政務活動に要する備品という視点から社会通念上許容される範囲であること。 他の活動に係る部分と併用される場合については、使用頻度や通話時間等、使用実態に応じた合理的な割合で按分する。
〇 A 機器等のリース料	1. 政務活動に使用している事務機器については、機器ごとの所有台数にかかわらず、使用実態に応じて支出できるものとする。 2. 標準的な按分割合は下記のとおりとする。 3. これを超えて支出する場合は、議員が使用実態を説明し、必要に応じてその裏付けとなる資料を添付する。
固定電話、携帯電話 に係る経費	(1) 固定型 ※固定電話、FAX、コピー、プリンター等、持ち運びしないパソコン等、設置場所を固定・限定して使用する機器 ①私用と議員活動用を共用している場合は1/4とする。 ②私用と議員活動用を区分している場合は1/2とする。 ※使用区分は設置場所により外形的に把握するものとする。 (2) モバイル型 (移動型) ※携帯電話 (スマートフォン含む)、iPad 等のタブレット型端末、通信可能な小型パソコン等、持ち運びして使用できる機器 ①私用と議員活動用の区分ができないものは1/4とする。 ②議員活動専用に使っているものは1/2とする。 ※使用区分は、議員の自己申告によって把握する。この場合、領収書等添付票に議員活動専用に使っていることを記載することによって議員活動専用とみなすものとする。

⑩ 人件費

会派又は議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費
(給料、手当、社会保険料、賃金等)

主な例	運用の目安
配偶者・親族の雇用に対する人件費	原則として支出できない。 なお、親族の範囲は「生計を同一にする者」とする。 また、実態に応じ、例えば親族が政務活動に関して専門的知識があるなど特別な理由があり、社会通念上妥当と判断される雇用形態を有している場合や、その勤務実態が、実質的かつ外形的にも政務活動に適うものと認められる場合に限り充当できる。(勤務の態様を勘案せず、一律定額での支給は認められない。)
事務所で継続的に雇用している者に対する人件費	特定の政務活動用務に係る短期的雇用の場合で、専ら政務活動に従事しているのであれば全額支給できる。 常時雇用において他の用務にも従事している場合は、勤務実態等に応じ合理的な割合（政務活動に従事する平均時間、日数等）で按分して支出する。 なお、日誌等での勤務時間の実態により、それに見合う人件費を支出すべきと考えるが、季節、政務活動に従事する内容によってバラツキがあり従事割合が明確にできない場合は、原則として上限を2分の1とする。 また、常用雇用する職員を政務活動のみに従事させている場合は、日報などにより政務活動のみに従事していることを証明するか、政務活動に専ら従事することを記載した雇用契約書を提出することで政務活動のみに従事しているとみなすこととする。
会派にいる職員（政党から派遣されている者）に対する人件費	※ 現金を取扱う機会を減らし事故を未然に防止するとともに支払状況を確認できるよう、給料等を「口座払い」により第三者（銀行等）を介在させて行うこととする。 また、雇用状況を明らかにするため、雇用状況報告書（本人確認書類添付）を作成し証拠書類として提出することとする。(年度当初1回又は変更があった場合に提出) さらに、勤務実態を明らかにするため、勤務実績表を作成し証拠書類として提出することとする。

(3) 政務活動費を充当するのに適さない経費等

① 私的財産の形成につながる経費	
政務活動費の充当の範囲は、政務活動に直接必要とする経費に限る	政務活動に使用する場合であっても、議員の私的財産の形成につながる以下のような場合は充当できない。 ● 事務所として使用する不動産の購入、建築工事への支出 ● 自動車の購入（リースを含む。）、修理点検等維持経費 ● 政務活動に直接必要としない備品等の購入経費（絵画、冷蔵庫、衣服等）
② 政務活動費を充当するのに適さない活動に要する経費で次に掲げるもの	
政党活動	● 政党広報誌、パンフレット、ビラ等の印刷、発送料 ● 政党組織の事務所の設置維持経費、人件費 ● 党大会賛助金、党大会参加費、党大会参加旅費 ● 政党役員経費
選挙活動	● 選挙における各種団体への支援依頼活動、選挙ビラ作成経費、その他の選挙活動費
後援会活動	● 後援会の広報誌、パンフレット、ビラ等の印刷、発送料 ● 後援会主催の「県政報告会」等の開催経費
私的活動	● 団体役員や経営者としての資格等、個人としての社会的地位によって招待された式典、会合 ● 慶弔餞別費、冠婚葬祭費等（見舞、香典、祝金、餞別、寸志、中元、歳暮、慶弔電報、年賀状購入費等） ● 宗教活動費（檀家総代会、報恩講、宮参り等） ● 観光、レクリエーション、親睦会経費等

③ 政務活動費を充当するのに適さない会費等で次に掲げるもの	
個人の立場で加入している団体に対する会費	● 町会費、公民館費、PTA会費、商工会費、同窓会費、経営者としての資格等、個人的な資格要件で加入している団体（ライオンズクラブ、ロータリークラブ、趣味の会等）の会費 等
団体の活動総体が政務活動に寄与しない場合その団体に対して納める年会費、月会費	● 多額の還付金が生じる議員連盟の年会費 ● 会食代等が主な充当先である団体の年会費等
飲食、会食を主目的とする各種会合の参加に要する経費	● 新・忘年会、暑気払い、芋煮会、寒鰯会等（ただし、当該会合の名称にかかわらず、主催者が県政等に係るニーズを理解してもらうために議員に対して出席を求める場合を除く。）
団体の役員を兼任している議員が、当該団体の役員として総会等に出席する場合に要する経費	● 議員の資格ではなく、団体等の役職者の資格で、当該団体の理事会、役員会、総会、大会等の出席に要する経費（ただし、名誉職的な役職（「顧問」等）の場合を除く。）

④ 親族に対する支出	
生計を一にする親族への支出	● 親族所有の建物の賃借料、親族が役員となっている団体への賃借料 ● 親族の雇用に係る人件費

(4) 各経費の運用に当たっての留意事項

① 実費支出の例外

自家用車利用時の交通費

自家用車を利用して政務活動を行った場合、政務活動に係る燃料費等を厳密に算出することは困難なことから、別途、合理的方法により算出した基準単価として、県の旅費規程で規定する自家用車利用時の車賃の額を準用することができる。

県職員等の旅費に関する条例

第 18 条 車賃の額は 1 キロメートルにつき 37 円とする。

② 「会派交付額」と「議員交付額」の配分

会派に交付された政務活動費の議員個人への配分

会派に交付された政務活動費を単純一律に議員個人に配分することは適当ではないが、会派が計画し実施する調査研究事業を関係議員に分担させるため、会派から議員に対し必要な経費を支弁することはありえる。その場合、当該経費の収支について議員から会派に報告し、残額は会派に返還する必要がある。

議員に交付された政務活動費を用いての会派としての活動

会派に所属する議員が共同して調査研究を行う場合や、会派の事務局に調査等を依頼するといった場合には、議員から会派に対し所要額を拠出することはありえる。(人件費についても同様。) その場合、個人に係る政務活動費として収支を明確にしておく必要がある。

会派で従事する職員の雇用主が会派や議員でない場合

- 会派で従事している職員の雇用主が政党の支部や後援会等の場合、雇用主（政党、後援会等）と会派又は議員の間で契約書や協定書を締結したうえで、給与ではなく雇用主に対する委託料や負担金等として支出する方法等も考えられる。

なお、いずれの場合であっても所得税や社会保険料等の取扱いに留意する必要がある。

③ 食糧費の支出

政務活動費で食糧費を支出できる場合は、**限定的**に考えるべきものと思われます。(政務活動費は、原則として**政務活動に直接必要とする経費**に限られ、外形的にも、日常的に行われる飲食等と区別することが困難な場合があることや、その必要性・妥当性に疑念を持たれる場合があること。)

× 支出が不適切な場合

- ・ 会派及び議員間での懇談会経費
- ・ 自己が主催する研修会や会議における**参加者への飲食代**（茶菓代(参加者1人あたり300円以内)を除く)

○ 支出が可能な場合

- ・ 調査研究を目的として他者が主催する研修会や会議に一体又は連続した懇談会（情報交換や意見交換を伴うもの）に参加した場合。→調査研究費または研修費として支出
 - ・ 議員として出席を要請された各種会合等に参加した場合。→会議費として支出
- ※ただし、5,000円を上限とし、案内文や次第など、会議等の内容がわかるものを添付すること。

△ 場合により支出が可能な場合

- ・ 政務活動に伴う調査等相手方又は調査同行者への飲食代については、当該**飲食を行うことが政務活動の一環**として行われ、それが社会通念上妥当なものであると認められる場合等に限り支出できるものと考えられます。

④ 支出年度区分の考え方

- ・ 原則として現金主義（支出した時期によって区分）によるものとする。
- ・ ただし、前年度に利用したもので、その経費の支出が年度をまたぎ、収支報告書の提出前に行われたものについては、前年度の支出として整理することができるものとする。

【イメージ】

		新年度		収支報告書 提出期限		収支報告書 閲覧開始	
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	年度 区分
パターン1	←利用期間→	請求	支払い				旧年度
パターン2	←利用期間→	請求	支払い	支払い時期は新年度だが、旧年度に区分することも可能			新年度
パターン3		←利用期間→	請求	支払い			
パターン4		←利用期間→	請求	支払い			
パターン5		←利用期間→		請求	支払い		
パターン6		←利用期間→		請求	支払い		
パターン7			←利用期間→		請求	支払い	
(1) 支出した時期が新年度 ⇒ 新年度の支出に区分 (2) ただし、支出が年度をまたいで収支報告書の提出前に行われたもの ⇒ 旧年度の支出とすることも可能							

3 事務手続き

(1) 事務手続きの流れ（全体フロー）

手 続 き	時 期	内 容 等	
会派の届出	・会派結成時 ・異動、解散時	会派 → 議長	議員 → 議長
		・会派結成（異動、解散）届の提出	—
※交付を辞退するとき	・交付決定通知前	・交付辞退届の提出	
知事への通知	・毎年度 4 月 5 日まで ・変更の都度	議長 → 知事	
		・会派結成（異動、解散）届のあった会派の通知	・交付を受ける議員名の通知
交付決定の通知	・毎年度当初 ・変更の都度	知事 → 会派代表者	知事 → 議員
		・交付決定通知（※ 交付辞退⇒除いて通知）	
政務活動費の請求	・四半期ごとに、会派及び議員からの請求に基づき交付する。	会派 → 知事	議員 → 知事
		・政務活動費請求書（3 万円×会派所属議員数×3 か月分）を各四半期ごとに請求	・政務活動費請求書（28 万円×3 か月分）を各四半期ごとに請求
政務活動費の交付	・請求後、速やかに	知事 → 会派	知事 → 議員
		・請求額を交付	・請求額を交付
政務活動費の支出	・随 時	会派経理責任者	議員
		・事業（政務活動）の実施 ・政務活動費の支出 ・領収書の取得（支払証明書の記載） ・会計帳簿の記載	

収支報告書等の提出	・交付年度の翌年度 4 月 30 日まで ・会派解散、議員辞職等の翌日から 30 日以内	会派代表者 → 議長	議員 → 議長
		・収支報告書の提出（※収支金額、残余、事業実施内容、事業の成果を記載） ・領収書（写）の添付（※領収書等が取得できないときは、支払証明書（原本））	

収支報告書の議長による調査	収支報告書等の提出の都度	議長 → 会派・議員	
		・必要に応じ議長による調査を行い、必要があるときは、会派及び議員に対し必要な措置を講ずるよう求めることができる。	

収支報告書（写）の知事への送付	収支報告書等の提出の都度	議長 → 知事	
		・会派及び議員から提出のあった収支報告書等（写）の知事への送付	

残余額の返還（残余が生じたとき）	収支報告書提出後、随時	知事 → 会派代表者	知事 → 議員
		・納入通知書の発行	
		会派代表者 → 知事	議員 → 知事
		・残余額の返還	

収支報告書等の閲覧開始	・収支報告書等の提出期限の翌日から起算して 60 日を経過した日の翌日から	会派の収支報告書	議員の収支報告書
		（※何人も請求できる） ・議会事務局総務課内 ・午前 9 時から午後 4 時 30 分まで（山形県の休日以外の日） 【保存期間】 ・提出期限の翌日から 5 年を経過する日の属する年度末日まで	

会計帳簿等の保存	・収支報告書等の提出期限の翌日から 5 年を経過する日の属する年度末日まで	会派経理責任者	議員
		・会計帳簿（経理簿） ・領収書（原本） ・支払証明書（写） ・その他証拠書類	

(2) 交付等の手続き

① 会派結成届の提出（条例第4条第1項）

会派が政務活動費の交付を受けようとするときは、「会派結成届」を議長に提出しなければなりません。

— 記載事項 —

- ▶ 会派名称及び会派代表者氏名
- ▶ 会派経理責任者氏名
- ▶ 会派所属議員数及び所属議員氏名

※ 「議会運営上の会派の届出」とは別に、別途、「会派結成届」提出する必要があります。

※ 議員交付分については、届出は必要ありません。

※ 一人会派の場合でも、会派としての政務活動費の交付を受ける場合は、会派結成届を提出する必要があります。

一人会派について

- 条例上、一人会派への政務活動費の支給（3万円／月）は、会派としての活動を前提として認められたものです。
- 一人会派を結成し、会派としての政務活動を行う場合は、議員個人としての活動との区別が不明確とならぬよう、収支報告書においても、会派としての活動と個人の活動を区別するよう留意する必要があります。

② 政務活動費の請求（条例第7条第1項～4項）

会派及び議員は、知事からの交付決定通知受領後、政務活動費の交付を受けようとするときは、各四半期ごとに「政務活動費請求書」を知事に提出する必要があります。

— 請求書の提出期限 —

- ▶ 4月は知事からの交付決定通知受領後10日以内、その他の各四半期は最後の月（9月、12月、3月）の10日まで
- ▶ 請求をするときには、前四半期分の収支報告書と領収書その他の証拠書類の写しを期日まで提出した後に「政務活動費請求書」を提出すること

— 記載事項 —

- ▶ 交付を受けようとする金額
- ▶ 金融機関名
- ▶ 口座種別、口座番号、口座名義人氏名

※ 口座名義人氏名は、会派交付分にあつては会派名及び会派代表者氏名、議員交付分にあつては、議員氏名となります。

※ 四半期の途中で会派に所属する議員の数の異動があつたときは、翌四半期に交付額を調整のうえ請求することとなります。

③ 政務活動費の振込み（条例第7条第6項）

「政務活動費請求書」に基づき、請求のあった金融機関口座に、知事から、四半期ごとに政務活動費が振込まれます。

会派交付分

- ▶ 3万円×会派所属議員数×3か月分 / 年4回

議員交付分

- ▶ 28万円×3か月分 / 年4回

④ 交付を辞退する場合（施行規程第4条）

議員は、政務活動費の交付を辞退する場合は、交付決定前に政務活動費の交付を辞退する旨の届出を議長に提出する必要があります。

また、辞退していた政務活動費を新たに交付を受けようとする場合にも、その旨を議長に届け出る必要があります。

— 記載事項 —

- ▶ 交付を辞退する議員氏名
- ▶ 交付を辞退する期間
- ▶ 交付を受けようとする期間（※辞退後、新たに交付を受けようとするとき）

※ 交付決定後に交付を辞退することは、既に確定した債権を放棄することになり、公職選挙法で禁止されている「寄附の禁止」に抵触する可能性があるので、交付を受ける意思のない場合は、交付決定前に辞退届を提出する必要があります。

⑤ 会派に異動や解散があった場合（条例第4条第2項、第3項）

会派に異動や解散があった場合は、会派の代表者から議長に、会派異動（解散）届けを提出する必要があります。

異動届けが必要な場合

- ▶ 「会派の名称」「代表者の氏名」「経理責任者の氏名」の変更及び「所属議員数の増減」があった場合

解散届けが必要な場合

- ▶ 会派が解散したとき。

※ 政務活動費は月の初日における各会派の所属議員数に3万円を乗じて得た額が交付され、月の途中で異動があった場合であっても、それらの事由は生じなかったものとみなされます。

※ 議員交付分についても同様に、月の途中で辞職や、補選による当選があった場合でも、それらの事由は生じなかったものとみなされます。

※ 異動の結果、所属議員の増加（または減少）によって、本来、その会派により多く（または少なく）交付されるべき分は、次の四半期の交付の際に相殺して交付されます。

※ また、年度末の会派異動等により次の四半期の交付での相殺が困難な場合、当該会派に対して本来、より多く交付されるべき分を追加交付する（または、本来より多く交付された分の返還を求める）こととなります。

⑥ 任期満了時等の政務活動費の請求

(条例第8条第1項、第4項、第5項)

任期満了時までの政務活動費の請求

- ▶ 四半期の中に議員の任期が満了するときは、会派交付分、議員交付分ともに、**任期満了の月までの分を請求**します。(例：4月29日に任期が満了するとき⇒4月分のみを請求する。)

新たな任期開始後の政務活動費の請求

<会派分>

- ▶ 通常は月の初日に会派に所属する議員の数に応じて交付されますが、任期満了による新たな任期が開始した場合は、特例として、任期満了日の属する月の翌月の初日から新たな任期開始後最初に開催される議会の招集日までの間に会派結成届出が行われた場合に限り、会派結成届出が行われた月の政務活動費が交付されます。

(例：4月29日に任期が満了し、5月10日に臨時会が開催される場合に、5月7日に会派結成届出を提出⇒5月分、6月分を請求する)

※ 議会の解散により議員の新たな任期が開始した場合も同様です。

<議員分>

- ▶ 月の初日に在職する議員に対し交付されますので、4月29日に任期が満了し、4月30日から新たな任期が開始した場合は、5月分、6月分を請求することとなります。

⑦ 会派解散、議員辞職時等の政務活動費の返還

(条例第8条第2項、第3項)

会派解散時等の政務活動費の返還

- ▶ 四半期の中に会派が解散（又は議会が解散）したときは、3か月分の前払いを受けた政務活動費のうち、**解散の日の属する月の翌月以降の分を返還**しなければなりません。(解散の日が月の初日の場合は、同月分も返還。)

(例1：第1四半期分の収支報告書と領収書その他の証拠書類の写しが早く準備できたため第2四半期分の「政務活動費請求書」を7月10日に提出し、7月25日に交付を受けたが、7月28日に会派が解散した場合⇒8月分、9月分を返還)

議員辞職時等の政務活動費の返還

- ▶ 四半期の中に議員が**辞職、失職、死亡、除名、議会の解散**により議員でなくなった場合も、会派の場合と同様に、**同日の属する月の翌月以降の分を返還**しなければなりません。(同日が月の初日の場合は、同月分も返還。)

(3) 収支報告書について

① 収支報告書の作成及び提出の期限（条例第10条第2項～第4項）

会派の代表者及び議員は、政務活動費に係る収支の報告書を作成し、**翌年度の4月30日**まで議長に提出する必要があります。

※ 会派の解散や、議会の解散、議員の任期満了及び辞職、失職等により議員でなくなった場合は、当該日の翌日から**30日以内**に提出する必要があります。

※ 提出期限の翌日から**5年**を経過した日の属する年度の末日まで、議長において保存されます。

※ 一人会派の場合は、議員交付分と会派交付分とを区分し、各々提出することとなります。

② 収支報告書の記載事項（条例第10条別記様式）

収 入

当該年度に交付を受けた政務活動費の総額。

※ 12ヶ月分交付を受けた場合は、 $28万 \times 12ヶ月 = 336万円$
(議員交付の場合)

支 出

条例に定める経費ごとに、政務活動費を充当して支出を行った額とその総額。

※ **支出総額は収入総額を超えないこと。**(交付を受けた政務活動費以外の経費を充当して政務活動を行った場合であっても、収支報告書には交付を受けた額を充当して行った政務活動に係る支出額を記載し、添付する領収書についても当該支出額に係る分とする。)

残 余

収支の差引残余が生じた場合は、その額。(後日、返還することとなります。)

事業実施内容

調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情等活動費及び会議費について、主な事業内容(事業名、実施回数、場所、参集範囲等)を記載する。

事業の成果等

政務活動に係る事業の項目(目的)ごとに、事業の成果等を記載する。

※ 政務活動の実施に伴い、条例等の制定・改正や議会における質疑、各種要望活動等に結びついた事例、又は政務活動を通して抽出された政策課題や改善策等を記載する。

③ 収支報告書への領収書等の添付（条例第10条第5項）

収支報告書には、支出金額にかかわらず、全ての支出に係る領収書その他の証拠書類の写しを添付しなければなりません。

- ※ 各支出科目ごとに整理のうえ提出願います。（収支報告書に記載された各支出科目ごとの金額と領収書等の額との突合が必要となります。）
- ※ 領収書の額面額のうち、按分や一部充当により政務活動費としての支出分を計上する場合は、領収書等を添付した用紙等に当該額を記載してください。

領収書等証拠書類の範囲

1) 領収書の要件

- ① 金額の表示
- ② 受取人表示（氏名又は法人名、印鑑）
- ③ 宛名の表示（会派名、議員名）

※後援会活動等との按分の場合は、後援会事務所宛の場合もあります。その場合は後援会と議員との負担関係を覚書として残しておくことが適切です。

- ④ 受領日付の表示

（注）

- 目的物の表示及び受領の文言があることが望ましい。
- 5万円以上の支出については、収入印紙が貼付してあること。

2) その他証拠書類

- ① レシート（ただし、可能な限り領収書を取得すること。）
- ② 航空機搭乗券の半券
- ③ 電話料通話明細書
- ④ ATM等による振込通知書
- ⑤ 預金通帳の写し
- ⑥ クレジットカード売上表（売上表を紛失した場合は、カード会社から送付される利用明細書）
- ⑦ ETC利用証明書（インターネットによるETC利用照会サービスにより取得可。）

3) 政務活動の内容を客観的に示す資料・写真などの添付

領収書等添付票などに具体的な活動内容を記載するほか、客観的に示す資料の写しや写真などを添付することが望ましい。

④ 領収書等が取得できない場合等（支払証明書の作成）

（条例第 10 条第 5 項）

領収書等の取得が困難な場合や、領収書によっては政務活動費による支出内容の証明が困難な場合等は、会派の代表者又は議員が「支払証明書」を作成し、収支報告書に添付しなければなりません。

支払証明書によることができる場合：（例）

- ▶ 自動券売機で購入した切符代等、通常は領収書が発行されないもの。
- ▶ 緊急の場合で領収書を取得するいとまがなかったもの。
- ▶ 自家用車利用による交通費。（1 km 当り 37 円の県の基準単価で積算）

※ 「支払証明書」は原本を提出し（押印）、写しを会派又は議員が保管してください。

※ 「支払証明書」は各支出科目ごとに作成してください。

※ 「支払証明書」には支出年月日、支払額、支払先、面談の有無、内容及び場所を記載してください。（自家用車利用の場合はさらに距離数等を記載）

⑤ 四半期ごとの事前点検の実施

会派及び議員は、前四半期分の収支報告書と領収書その他の証拠書類及び会計帳簿のそれぞれの写しを次に掲げる期限までに議長に提出し、事前点検を受けなければなりません。

なお、期限までに提出がない場合、議長は、会派の政務活動費経理責任者を通して議員に督促を行います。

第 1 ・ 四半期（4 ～ 6 月分）8 月末日まで

第 2 ・ 四半期（7 ～ 9 月分）11 月末日まで

第 3 ・ 四半期（10 ～ 12 月分）翌年の 2 月末日まで

第 4 ・ 四半期（1 ～ 3 月分）第 1 から第 3 ・ 四半期分と合わせて、翌年度の 4 月 30 日まで

※ 提出の期限が山形県の休日に当たるときは、その翌日を期限とします。

※ 政務活動費の請求をするときには、前四半期分の収支報告書と領収書その他の証拠書類の写しを提出した後に「政務活動費請求書」を提出することになります。

※ 事前点検の提出期日と「政務活動費請求書」の提出期日が近接していますので、出来る限り 1 カ月単位の事前点検を励行願います。

※ 事前点検を終えた前四半期分の収支報告書と領収書その他の証拠書類の写しは事務局で保管します。（原本は議員本人が保管すること。）

⑥ 残余额の返還（条例第 12 条第 1 項）

会派及び議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から支出の総額を控除して残余がある場合は、残余の額を県に返還しなければなりません。

－ 返還の方法 －

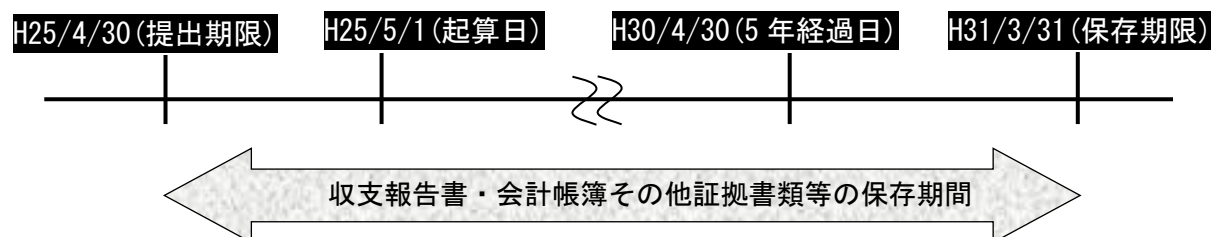
- 県が発行する**納入通知書**により、**納付期限内**に金融機関の窓口で納付していただくこととなります。

(4) 会計帳簿等の整理・保存

① 整理・保存義務（条例第13条第2項）

会派の経理責任者及び議員は、政務活動費の支出に係る会計帳簿その他証拠書類等を整理し、収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日の属する年度の末日まで保存しなければなりません。

【例】



② 保存する書類

会派及び議員が保存

- ・ 収支報告書（控え）
- ・ 支払証明書（写）
- ・ 領収書等（原本）
- ・ 会計帳簿（経理簿等）
- ・ 通帳
- ・ 賃貸借契約書（事務所、OA機器等）
- ・ 雇用契約書（事務員）
- ・ 委託契約書（調査委託等）
- ・ その他、支出の根拠となる書類及び活動の実態が判る書類等

議長に提出（議長が保存）

- ・ 収支報告書
- ・ 支払証明書（原本）
- ・ 領収書等（写）
- ・ （必要に応じて）その他、支出の根拠となる書類及び活動の実態が判る書類等

(5) 閲覧

① 閲覧に供される書類（条例第 14 条第 2 項）

- ▶ 収支報告書
- ▶ 添付書類（― 領収書等（写し）・支払証明書（原本）―）

※ 山形県議会情報公開条例第 6 条第 1 項各号に基く不開示情報はマスキングのうえ、閲覧に供されます。

<不開示情報>

- 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別されるもの。
- 開示をすることにより、個人の権利利益を害する恐れがあるもの。 等

② 閲覧請求者（条例第 14 条第 1 項）

何人も閲覧することが可能です。

③ 閲覧期間（条例第 14 条第 3 項）

閲覧開始日 収支報告書の提出期限（翌年度 4 月 30 日）の翌日から 60 日 を経過した日の翌日から。

閲覧終了日 収支報告書の提出期限（翌年度 4 月 30 日）の翌日から 5 年 を経過した日の属する年度の末日まで。

④ 閲覧場所等（条例第 14 条第 4 項）

閲覧場所 県議会事務局総務課 事務室内

閲覧時間 午前 9 時から午後 4 時 30 分まで（山形県の休日以外の日）

4 税法上の取扱い

(1) 会 派

会派は「人格なき社団」ですが、「人格なき社団」に対する所得課税については、原則非課税であり、収益事業を行う範囲において課税されるものです。

会派は収益事業を行っていないので、課税されません。

(2) 議 員

議員個人に対する政務活動費は、議員としての公的調査研究活動に必要な費用を賄うために支出されることとされています。

したがって、政務活動費が雑所得の収入金額に該当するとしても、ここから政務活動のために支出した費用を控除した**収支差額**については、**返還する義務があるため、剰余が生ずることはありません。**

その結果、**課税所得は発生しないこととなります。**

資 料 編

様式及び記載例

①収支報告書（収支の状況）	3 7
（事業実施内容）	3 9
（事業の成果等）	4 1
②領収書等添付票	4 3
③支払証明書	4 7

別記様式（条例第 10 条関係）

年度政務活動費収支報告書

年 月 日

山形県議会議長 殿

会派名及び代表者氏名
又は議員氏名 ⑩

1 収支の状況

（単位：円）

項 目		金 額
収 入	政 務 活 動 費 ①	
支 出	調 査 研 究 費	
	研 修 費	
	広 報 広 聴 費	
	要請陳情等活動費	
	会 議 費	
	資 料 作 成 費	
	資 料 購 入 費	
	事 務 所 費	
	事 務 費	
	人 件 費	
支 出 合 計 ②		
残 余 ①—②		

政務活動費が交付された年度

4 月 30 日までの日

平成 25 年度政務活動費収支報告書

平成 26 年 4 月 25 日

山形県議会議長 殿

議員氏名 山形 太郎 印

1 収支の状況

政務活動費の交付額

(単位：円)

項 目		金 額
収入	政 務 活 動 費 (①)	<u>3, 360, 000</u>
支出	調 査 研 究 費	1, 100, 650
	研 修 費	200, 500
	広 聴 広 報 費	100, 000
	要請陳情等活動費	100, 000
	会 議 費	370, 600
	資 料 作 成 費	70, 000
	資 料 購 入 費	45, 000
	事 務 所 費	530, 670
	事 務 費	141, 650
	人 件 費	500, 430
	支 出 合 計 (②)	<u>3, 340, 000</u>
	残 余 (①—②)	<u>20, 000</u>

収入額と同額もしくはそれ以下

残余が生じた場合は県に返還

別記様式（条例第 10 条関係）

2 事業実施内容

経 費	事業実施内容
調査研究費	
研修費	
広聴広報費	
要請陳情等 活動費	
会議費	

調査研究費、研修費、広報広聴費、要請陳情等活動費、会議費について主な事業内容（事業名、実施回数、場所、参集範囲等）を記載する。

2 事業実施内容

経 費	事業実施内容
調査研究費	① 少子高齢化対策に係る先進地調査（〇県〇町） ② 環境保全先進取組事例及び廃棄物処理施設調査 ③ 市町村財務状況調査（5市町村） ④ 本県出身県外在住者の意識調査（委託調査） ⑤ 台風〇〇号に伴う農作物被害状況調査（8箇所）
研 修 費	① 市町村振興フォーラムへの参加 ② 中心市街地活性化研修会参加（5回） ③ 少子高齢化を考える集いへの参加（3回） ④ 〇〇講演会の開催 ⑤ 〇〇地域農畜産振興協議会年会費
広聴広報費	① 県政報告会の開催（5回） ② 県政報告誌の発行、配布（3回）
要請陳情等活動費	① 台風〇〇号の農作物被害対応陳情（東京2回） ② 〇〇地区内道路、河川改良に係る住民相談対応（10回）
会 議 費	① 市町村振興を考えるシンポジウムの開催 ② 県政報告会開催（10回） ③ 〇〇町観光振興協議会出席（3回） ④ 〇〇市政経懇談会出席（例月） ⑤ 管内重要事業要望会議出席

別記様式（条例第 10 条関係）

3 事業の成果等

事業項目（目的）	事業の成果等

政務活動費を充当して行った主な事業項目ごとに、事業実施に伴う成果等を記載する。

<記載例>

政務活動の実施に伴い、条例等の制定・改正や議会における質疑、各種要望活動等に結びついた事例、又は政務活動を通して抽出された政策課題や改善策等を記載する。

別記様式（条例第 10 条関係）

3 事業の成果等

事業項目（目的）	事業の成果等
地方分権・広域行政に係る調査研究	各市町村の財務状況等の調査及び各種会議の開催及び参加等を通じて、地方分権に伴う効果の検証を行った。 また、平成 23 年 12 月定例会代表質問において、市町村振興について以下の質問を行い、知事より次のような回答を得た。 ・・・・・・・・・・
環境保全対策に係る調査研究	県内外における環境保全対策に係る先進地域、施設等の視察調査や、地域住民に対する環境保全セミナーの開催等を通じて、環境保全問題に係る諸課題の抽出を行い、今後の対策について取りまとめを行った。 その内容は別紙のとおり。
少子高齢化対策及び青少年健全育成に係る調査研究	少子・高齢化及び青少年の健全育成に関する諸施策の検証や、今後の政策についての調査を実施すると共に、本県出身県外在住若者の意識調査等を実施し、今後の諸施策への反映についての研究に資した。 平成 23 年 12 月定例会少子高齢化対策特別委員会において以下の質問を行い、健康福祉部長より次のような回答を得た。 ・・・・・・・・・・
農業振興対策に係る調査研究	安全・安心な農作物の生産と、農業離れや耕作放棄地の増大に対する対応について・・・

領収書等添付票

支出科目	整理番号
事業名、使途及び内容等	
領収書その他の証拠書類の添付欄	
按分による支出の場合の記載事項	
按分の率 () 按分による政務活動費の支出額 (円)	
経費の一部に充当した支出の場合の記載事項	
政務活動費の支出額 (円)	

＜記載例 1＞

使 途 基 準 に 定 め
る 支 出 科 目

領収書等添付票

経理システムを利用する場合は経理簿の整理番号（システムを利用しない場合は、支出科目ごとに一連の番号を付し、整理する）

調査内容、実施期日、視察場所、調査相手方役職、経費の使途等を記載する。

事業名、使途及び内容等

少子高齢化対策に係る先進地視察調査に係る交通費（鉄道賃・航空賃）、
宿泊費及び視察先への謝礼

・実施期日 ○○年○○月○○日～○○年○○月○○日
・視察場所 ○○県○○町
・相手方役職 ○○町○○課長

領収書その他の証拠書類の添付欄

領収書又はレシート等の写しを貼付する。
(複数枚貼付するときは重ならないように)

領 收 書

平成〇〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 様

金 85,670 円

但し、〇〇視察経費の交通費、宿泊費として

〇〇旅行会社 代表 〇〇 〇〇 印

領 收 書

平成〇〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 様

金 3, 150 円

但し、品代として

菓子舖△△ 代表 ○○ ○○ 印

按分による支出の場合の記載事項

按分の率 ()

按分による政務活動費の支出額 ()

経費の一部に充当した支出の場合の記載事項

政務活動費の支出額 (80, 820 円)

経費の一部に充当した支出がある場合は、政務活動費充当支出額を記載する。

<記載例2>

領収書等添付票

支出科目	整理番号																											
会議費	2																											
事業名、使途及び内容等																												
市町村振興を考えるシンポジウム開催に要する会場借上げ費 ・日 時 平成25年〇月〇日(土) ・場 所 〇〇町〇〇センター ・参加者数 150名																												
領収書その他の証拠書類の添付欄	※ 会議開催に係る会場借上料の支出証拠書類として振込受領書を添付した場合の例																											
〇 〇 〇 銀 行 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>お取引内容</td> <td>店番号</td> <td>お取引日</td> </tr> <tr> <td>お振込</td> <td>009-24</td> <td>23-10-11</td> </tr> <tr> <td>銀行番号</td> <td>取引店</td> <td>口座番号</td> </tr> <tr> <td>取扱番号</td> <td>お取扱金種</td> <td>硬貨合計</td> </tr> <tr> <td>1349</td> <td>万円 001 千円 002</td> <td>¥500</td> </tr> <tr> <td>お取引時刻</td> <td>お取引金額</td> <td>手数料</td> </tr> <tr> <td>09:15</td> <td>¥12,500</td> <td>¥315</td> </tr> <tr> <td colspan="2">お取引後残高</td> <td>釣 銭</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>¥0</td> </tr> </table> 振込受領書 ◎◎銀行 ××支店 普通 №123456 受取人 力) △△△△△ 様 依頼人 ○○○○○○ 様 連絡先 019-651-3111 受付番号A03369-09270910		お取引内容	店番号	お取引日	お振込	009-24	23-10-11	銀行番号	取引店	口座番号	取扱番号	お取扱金種	硬貨合計	1349	万円 001 千円 002	¥500	お取引時刻	お取引金額	手数料	09:15	¥12,500	¥315	お取引後残高		釣 銭			¥0
お取引内容	店番号	お取引日																										
お振込	009-24	23-10-11																										
銀行番号	取引店	口座番号																										
取扱番号	お取扱金種	硬貨合計																										
1349	万円 001 千円 002	¥500																										
お取引時刻	お取引金額	手数料																										
09:15	¥12,500	¥315																										
お取引後残高		釣 銭																										
		¥0																										
按分による支出の場合の記載事項																												
按分の率 () 按分による政務活動費の支出額 ()																												
経費の一部に充当した支出の場合の記載事項																												
政務活動費の支出額 (円)																												

支払金額

振込手数料も政務活動費から支出できる。

振込先が個人の場合は、閲覧において銀行名及び口座番号は非開示となる。

<記載例3>

領収書等添付票

支出科目	整理番号																												
人件費	3																												
事業名、使途及び内容等																													
事務職員給与（平成〇年〇月分）																													
領収書その他の証拠書類の添付欄	※ 事務職員給与の支出証拠書類として給与支払明細書を添付した場合の例																												
給与支払明細書 平成25年 月分 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">氏名</th> <th rowspan="2">給料</th> <th colspan="3">手 当</th> <th rowspan="2">支給額計</th> <th colspan="3">控 除</th> <th rowspan="2">差 引 支 給 額</th> <th rowspan="2">受 領 印</th> </tr> <tr> <th>〇手当</th> <th>〇手当</th> <th>手当計</th> <th>社 保</th> <th>〇〇</th> <th>控除計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇〇〇</td> <td>× ×</td> <td>× ×</td> <td>× ×</td> <td>× ×</td> <td>270,000</td> <td>× ×</td> <td>× ×</td> <td>× ×</td> <td>× ×</td> <td>印</td> </tr> </tbody> </table> 氏名及び受領印の個人情報は、政務活動費の交付に関する条例に基く閲覧及び情報公開条例に基く公文書開示においては、不開示の扱いとなる 他の用務にも従事している場合は、合理的な割合で経費を按分する。（従事割合が明確にできない場合の案分率の上限は2分の1とする。）		氏名	給料	手 当			支給額計	控 除			差 引 支 給 額	受 領 印	〇手当	〇手当	手当計	社 保	〇〇	控除計	〇〇〇〇	× ×	× ×	× ×	× ×	270,000	× ×	× ×	× ×	× ×	印
氏名	給料			手 当				支給額計	控 除				差 引 支 給 額	受 領 印															
		〇手当	〇手当	手当計	社 保	〇〇	控除計																						
〇〇〇〇	× ×	× ×	× ×	× ×	270,000	× ×	× ×	× ×	× ×	印																			
按分による支出の場合の記載事項																													
按分の率 （ 1 / 3 ） 按分による政務活動費の支出額 （ 90,000円 ）																													
経費の一部に充当した支出の場合の記載事項																													
政務活動費の支出額 （ ）																													

様式第7号（条例第10条関係）

年度政務活動費支払証明書

支出科目

支払 年月日	支払額	支払先	面談の有 無（有の 場合は相 手方）	内容及び場所	備 考
計					

上記のとおり相違ないことを証明します。

議員氏名

㊞

平成25年度政務活動費支払証明書

支出科目 調査研究費

支払 年月日	支払額	支払先	面談の有 無（有の 場合は相 手方）	内容及び場所	備 考
H25. 4. 3	1,850 円	—	××荘 施設長	【内容】 高齢者施設入所待機者の状況 等を調査するため、最近の入所 者数・申し込み件数の推移や今 後の運営見通し等について聴取 した。 【場所】 △△市〇〇町社会福祉法人× ×荘	自家用車利用 37 円×50km
4. 7	1,184 円	—	(無し)	【内容】 河川支障木の利活用が課題と なっており、その実態について 確認するため、現場を調査した。 【場所】 ①△△町〇〇地内 ②□□村××地内	自家用車利用 37 円×32km 自宅 →△△町〇〇地内 →□□村××地内 →●●市 →自宅
4. 8	23,000 円	JR 東日本	国土交通 省〇〇局 □□課 課長補佐	【内容】 県内××地域における新幹線 延伸整備計画の進捗状況を調査 するため、意見交換を行った。 【場所】 国土交通省〇〇局□□課内	××駅 →東京駅 →××駅
4. 10	740 円	—		【内容・場所】 ・詳細は領収書等添付票に記載。	自家用車利用 37 円×20km
計	〇〇〇円				

上記のとおり相違ないことを証明します。

議員氏名

印